





テ、監禁邦人ヲ救出シマシタ、東ハ丁  
超、李杜、王德林ヲ追ヒマシテ、蘇國國  
境マデヲ清掃シテ、南方遼東ノ三角地  
帶モ亦略、平定ニ歸シマシタノデ、十  
二月一先ツ兵ヲ收メタノデアリマス、  
爾後專ラ力ヲ熱河省内ノ治安維持ニ注ギマ  
シテ、豫祿ノ生民ニ及バザランコトヲ顧慮  
致シマシテ、幾回カ湯玉麟ノ恭順ヲ期待致  
シ、政治的解決ヲ試ミタノデアリマスガ、  
湯玉麟ハ一旦滿洲國執政ニ對シ臣禮ヲ取リ  
タルニ拘ラズ、一方張學良及南京政府ノ強  
壓ニ強ヒラレマシテ、其態度ヲ明ニ致シマ  
セヌ、却テ逐次省内ニハ多數ノ兵匪及張學  
良正規軍ノ進入ヲ許シマシテ、該地ヲ根據  
トシテ滿洲國ノ治安ヲ擾亂致シ、公然反滿  
抗日ノ態度ヲ取りマシテ、而モ聯盟ノ空氣  
情況ニ至タノデアリマス、是ニ於テ遂ニ  
抗日惡化ヲ傳ヘラル、ニ至リマスルヤ、  
其態度へ益、露骨積極的トナリマシテ、熱  
河省住民ノ疲弊ト困難トハ、其極ニ達スル  
ヲ開始スルニ至タノデアリマス

ノ播種期以前ニ行動スルコトガ必要デア  
ルト云フコト、一方ニハ今後ニ於ケル國  
内一般治安ノ策案ヲ顧慮致シマシテ、  
二月下旬以來酷寒ヲ冒シ、滿洲國軍ト共  
ニ、敢テ掃匪行動ヲ開始スルコトニナッ  
タノデアリマス、當時ノ氣候ハ零下十五度  
ヨリ四十度ニ達シマシテ、又時ニハ一部ノ  
解氷ヲモ見ルヤウナ事モアツクノデアリマ  
シテ、作戦上非常ノ不便ヲ感ジタノデアリ

兵團ノ服部部隊ニ屬スル所ノ米山先遣隊ハ  
凌源ヨリ南下致シマシテ、寡兵ヲ以テ數千人  
ノ敵ヲ擊破シ、早クモ五日ニハ長城線冷口附  
近ヲ占領シ、爾餘ノ服部部隊モ相次イデ、  
長城線ノ中央喜峰口附近ノ線ニ進出ヲ致シ  
マシテ、茲ニ長城要衝ノ一帶ヲ確保致シマ  
シテ、到ル處ニ日章旗ノ翻ルヲ見ルニ至  
タノデアリマス。

手）此間熱河省内ノ兵匪ノ集團ハ、皇軍竝  
滿洲國軍ノ神速果敢ナル攻撃ニ依リマシテ、  
晚クモ其第一線ヲ放棄シ更ニ天嶮ヲ恃  
ミマシタ赤峰葉柏壽、凌源等ノ線モ、亦相  
次デ我ノ爲メ奪取セラル、所トナリマスル  
ヤ、茲ニ一大動搖ヲ來シマシテ、遂ニ承德  
附近ニ於ケル抵抗ヲモ斷念致シマシテ、一  
部ヲ止メテ頑強ナル抵抗ヲ爲サシメ、主力  
ハ大混亂ノ中ニ長城ヲ越エ而關内ニ遁走シ、

マヌス、當時ノ敵ノ兵力ハ、我ニ數倍致シテ、  
居タコトハ、御承知ノ通リデアリマス  
皇軍ハ方針ヲ決定致シマシタ後ニ、周到  
ナル用意ヲ以テ準備ヲ急ギ、二月二十三日  
ニ至リマシテ甲兵團ハ主力ヲ以テ通遼、  
一部ヲ以テ彰武及朝陽寺附近カラ、又他ノ  
乙兵團ハ主力ヲ以テ錦州、一部ヲ以テ綏中  
附近ヨリ行動ヲ起シマシテ、途中開魯、北  
票及沙帽山附近ニ於キマシテ、敵ノ抵抗ヲ  
排除シテ、恰モ當時遭遇致シマシタ非常ナ  
ル吹雪ト寒氣冒フンマシテ、重疊セル天嶮  
ヲ突破シテ、疾風迅雷ノ勢ヲ以チマシテ前  
進ヲシ同月二十八日頃ニ兩兵團共ニ主力ヲ  
以テ、各、下窪朝陽ニ進入シ、更ニ進ンデ甲  
兵團ノ主力ハ三月四日概ネ赤峰ニ、乙兵團  
ノ主力ハ六日概不承德熱河ヲ確實ニ占領シ  
タノデアリマス

丹城附近ニ於ケル敵匪ヲ掃蕩中デアリマス  
斯ク致シマシテ關東軍及滿洲國軍ハ、幸  
ニ僅々十數日ニシテ、百餘里ノ惡路ヲ突破  
シテ、熱河省ヲ席捲シ、自下省内殘存兵匪  
ノ掃蕩ト共ニ、治安ノ恢復維持ニ努メツツ  
一方ニ於キマシテハ省民ノ慰撫ニ力ヲアリ  
シツ、アルノデアリマス、而シテ從來湯王  
麟ノ秕政ニ苦シニ居リマシタ當地方住民  
ハ、概シテ親日的傾向ノ濃厚ナルモノガアリ  
リマスルノデ、今後治安ノ恢復ハ比較的迅  
速ニ實現セラル、コトヲ期待シテ居ル次第  
デアリマス

此戰鬪中ニ我ガ飛行隊ハ、險惡ナル天候  
ト、敵ノ地上ヨリスル射擊トヲ意トセズシテ  
テ、果敢猛烈危險ナル行動ヲ執リマシテ、  
爆擊ニ、偵察ニ、將又地上戰鬪ニ、活潑ナル行  
動ヲ續ケマシテ、敵ニ甚大ナル打擊ヲ與ヘ  
其士氣ヲ根柢ヨリ挫折セシメマシテ、甘  
活動ハ自覺シキモノガアツタノデアリマス  
是ト同時ニ國民後援ノ各種愛國號ノ多クガ  
加參致シマシタルコトヲ、特ニ御報告スル  
コトヲ洵ニ光榮ニ存ジテ居ル次第デアリマス  
（拍手）茲ニ議會ヲ通ジマシテ謹テ國民一  
同ニ感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス（拍

シテ、是等兵匪ノ各將領中ニハ、我ニ歸順ヲ申出ヅル者尠クナインデアリマス、斯クテ迅速ナル平定ヲ見ルコトヲ得マンシタノヘ、皇國ノ爲メ洵ニ賛賀ニ存ズル次第デアリマス、目下尙ホ退路ヲ遮断セラレ、省内ニ殘存セル部隊モ尠クナイヤウデアリマスルガ、是等ハ武力ト招撫トニ依リマシテ、遠カラズ肅清セラレルモノト確信致スノデアリマス。

更ニ平津方面ニ於キマシテハ、東北軍首腦部ハ、承德附近ニ於テ最後ノ抵抗ヲ試ミント致シマシタガ、遂ニ實行スルニ至ラズ、熱河省内ニ居リマシタ部隊ハ、續々關内ニ敗退シ來ルニ鑑ミマシテ、學良ハ急遽其總豫備ヲ以テ古北口附近ヲ確保セシムルト共ニ、山海關喜峰口方面ノ防備ヲ嚴ニ致シマシテ、只管平津地方ニ於ケル、自己ノ地盤ノ保持ニ努メマシタガ、其指揮統制行ハレズ、最後ノ一戰ヲ長山嶺附近ニ試ミマンシタガ、是亦畫餅ニ歸シ、唯關内軍ノ一部ハ、尙ホ長城線ニ於テ挑戦シツ、アリマスガ、近々是等モ掃蕩セラル、コト、信ジマス、而シテ蔣介石軍北上ニ伴ヒマシテ、京津地方ノ形勢一變シ、張學良ノ下野サヘ傳ヘラレ、目下各將領勢力ノ抗争裡ニ、局面ノ變

化ガ豫期セラル、狀態デアリマス

又山西軍ハ一部ヲ張家口ヨリ多倫方面ニ

移動シ、退却シ來リマシタ義勇軍ヲ併セ、

熱河省ノ側背ヲ脅威シツ、アリマスガ、今

後支那側ニシテ故意ニ我ニ挑戦シ來ラザル

限り、戰禍ノ擴大スルガ如キ事ハナキモノ

ト信ジ、又極東平和ノ爲メ之ヲ希フモノデ

アリマス

顧ミマスルニ北滿始メ世界ノ祝聽ヲ集メ

マシタ熱河問題ガ、今日ノ如ク神速且ツ比

較的少數ノ犠牲ニ依リ、偉大ナル效果ヲ收

メ得マシタノハ、其一切ノ過去ニ顧ミ、是

レニ全ク、陛下ノ稜威ト國體ノ神聖ト相

俟ツノ天佑ニ依ルコトヲ深ク感激スルモノ

デアリマス(拍手)

又此結果ヲ齎シマシタルハ、關東軍作戰指導ノ宜シキト、第一線將兵ノ忠烈ナルニ因ルハ固ヨリデアリマスガ、一方舉國一致

ノ國民ノ至誠熱烈ナル後援ガ、彌ガ上ニモ將兵ノ意氣ヲ昂上セシメ得タル賜ナリト、深ク感謝ニ堪ヘザル所デアリマス(拍手)唯、此間發生致シマシタル犠牲ニ對シテハ、洵ニ遺憾ニ存ジ、且ツ深ク同情ト敬意ヲ表シ、今後一層最善ノ努力ヲ致シ、是等犠牲者ノ志ヲ無ニセシメザランコトヲ期スル次第アリマス

全滿洲國ノ治安ニ關シマシテハ、前途尙ホ幾多ノ努力ヲ必要ト信ジマスガ、今ヤ略、其治安ノ基礎ニ付キマシテ、曙光ヲ認メ得ルニ至リマシタノデ、多年ノ禍亂ヨリ東洋平和ヘノ第一歩ニ進ミ行キマシタコトハ、皇國ノ爲メ御同慶ノ至リデアリマス(拍手)此上ハ諸君ト共ニ舉國一致、皇國ノ精神ヲ發揚致シマシテ、一日モ速ニ所期ノ目的ヲ達成致シマシテ、光輝アル平和ノ確立ニ邁

進シタイト庶幾フ次第アリマス(拍手)以上ヲ以テ御報告ニ代ヘマス

貞夫君

(拍手起ル)

○議長(秋田清君) 日程第一、宇品港域軍事取締法案ノ第一讀會ヲ開キマス——荒木

事取締法

案

上ヲ以テ御報告ニ代ヘマス

貞夫君

(拍手起ル)

第一 条 宇品港域軍事取締法案(政府提

出、貴族院送付)

第一 読會

貞夫君

(拍手起ル)

第一條 本法ニ於テ宇品港域トハ廣島

市、廣島縣安藝郡船越町、海田市町、

矢野町、府中村及坂村ノ各一部並ニ其

ノ附近ノ水面ニシテ命令ヲ以テ指定ス

ル區域ヲ謂フ

第二條 宇品港域ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ之ヲ第一區及第二區ニ分ツ

第三條 宇品港域第一區内ニ於テ左ノ各

號ノ一一該當スル行爲ヲ爲サントスル

者ハ陸軍大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命

令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルト

キハ此ノ限ニ在ラズ

一 樓橋、埠頭、橋梁、道路、運河、

鐵道又ハ軌道ノ新設、增設又ハ改修

二 水面ノ埋立又ハ干拓

三 鑛物ノ試掘若ハ採掘又ハ砂鑛ノ採

第四條 宇品港域第一區内ニ於テ左ノ各

號ノ一一該當スル行爲ヲ爲サントスル

者ハ陸軍運輸部長ノ許可ヲ受クベシ但

シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタル

コトヲ得

四 航空

第五條 陸軍運輸部長ハ戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ宇品港域内ニ在ル船舟ニ對シ錨地ノ變更又ハ退去ヲ命ズルコトヲ得

場、倉庫其ノ他ノ工作物ノ新築、改築又ハ増築

二 土石ノ採掘

三 水深ノ變更ヲ生ズベキ物件ノ委棄

四 爆發物又ハ容易ニ燃燒スペキ物件ノ運搬、積卸又ハ貯藏

五 船舟ノ航行又ハ繩泊

六 漁獵又ハ採藻

前項ノ不燃質物、爆發物及容易ニ燃燒スペキ物件ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 宇品港域第一區内ノ水陸ノ形狀又ハ軍事施設ノ状況ヲ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取シ又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲サントスル者ハ陸軍運輸部長ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 前三條ノ規定ニ依ル許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第七條 陸軍運輸部長ハ宇品港域内ニ立入り軍事施設ノ状況其ノ他地形等ヲ視察スル者ト認ムルトキハ其ノ者ニ對シ港域外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

第八條 戰時又ハ事變ニ際シ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條乃至第六條及第十條ノ規定茲ニ之ニ關スル罰則ノ規定ヲ宇品港域第二區ノ全部又

キハ命令ノ定ムル所ニ依リ第三條乃至第六條及第十條ノ規定茲ニ之ニ關スル罰則ノ規定ヲ宇品港域第二區ノ全部又

進シタイト庶幾フ次第アリマス(拍手)以

上ヲ以テ御報告ニ代ヘマス

貞夫君

(拍手起ル)

第一 条 宇品港域軍事取締法案(政府提

出、貴族院送付)

第一 読會

貞夫君

(拍手起ル)

第一條 本法ニ於テ宇品港域トハ廣島

市、廣島縣安藝郡船越町、海田市町、

矢野町、府中村及坂村ノ各一部並ニ其

ノ附近ノ水面ニシテ命令ヲ以テ指定ス

ル場所ヲ謂フ

第二條 宇品港域ハ命令ノ定ムル所ニ依

リ之ヲ第一區及第二區ニ分ツ

第三條 本法ニ於テ左ノ各

號ノ一一該當スル行爲ヲ爲サントスル

者ハ陸軍大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ命

令ヲ以テ許可ヲ要セズト規定シタルト

キハ此ノ限ニ在ラズ

第一條 前三條ノ規定ニ依ル許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第二條 陸軍運輸部長ハ宇品港域内ニ立入り軍事施設ノ状況其ノ他地形等ヲ視察スル者ト認ムルトキハ其ノ者ニ對シ港域外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

第三條 前條ノ場合ニ於テ通常生ズベキ損害ハ之ヲ補償ス

第四條 前項ノ規定ニ依ル補償金額ハ陸軍大臣之ヲ決定ス其ノ決定ニ對シ不服アル者ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願スルコトヲ得ズ

第五條 本法ノ禁止及制限ハ陸海軍又ハ陸海軍官廳ノ行動又ハ施設ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第六條 第四條及第五條ニ掲グル行爲ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ニ在リテハ陸軍大臣ニ協議シ其ノ他ノ官廳ニ在リテハ各本部長ノ承認ヲ受クベシ





諸君、此足利學校ハ日本ノ忠君愛國ノ精神ヲ支配シテ居ルト言フテモ宜シイノデアリマス、即チ一方ニ於テハ、人見家ノ人々ガ之ヲ支配シテ居ル、水戸ノ弘道館ノ人見友岳ガ之ヲ支配シ、殊ニ足利學校ニ於テハ、近代々繼續シテ忠君愛國ノ精神、茲ニ忠孝ノ精神ヲ常ニ繼承シテ講義ヲシテ居ル、又輩出シタ人物モ非常ニ多く出テ居リマス、最近ニ至リマシテモ高山彦九郎ノ如キハ、全ク此足利學校ニ學ンダ人アルノデアリマシテ、日本ノ國民精神ニ重大ナル關係ヲ有スル此足利學校ガ、繪卷一卷ノ紛失ニ依テ、其縁起ヲ能ク知ルコトガ出來ナイト云フニ至テハ、國家ノ一大痛恨事ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス（拍手）

日本帝國ノ眞ノ文明精神ト云フコトヲ、御存ジノナイ方デアルト言ハナケレバナラナイ

（拍手）

諸君、今世界人類共通ノ惱ミハ、現代ノ文明ヲ如何ニスルカト云フコトデアリ、列

國ノ人ノ最モ憂フル所ハ、其國ノ文明竝ニ文明ノ道程ヲ、如何ニシテ將來ノ子孫ニ示スカト云フコトニ在ルノデアリマシテ、重要ナル古美術品ノ保存ノ如キハ、此點ニ於テ最モ大切ニ取扱ハナケレバナラナイノデアリマス、此點カラ私ハ二ツノ疑義ヲ質シタイノデアリマス、第一ニ重要輸出品ト云ナルカト云フノガ第一ノ質問デアリマス、

第二ノ質問ハ、現在ノ作家竝ニ五十年ヲ経ナイト云フコトニ

ナイ物ハ持出シテモ差支ナイト云フコトニナカト思フノデアリマス、五十年ヲ経過

モ、是ガ出來ナイノデアリマス、是等ニ相

セザル物デモ、日本文明ノ爲ニ、日本藝術ノ爲ニドウシテモ外ニ出シテハナラナイ

キモ其一つデアリマス、アノ加藤友太郎ノ物ガアリマス、ソレハ何デアルカト言ヘバ、

學術技藝員加藤友太郎ノ燒イタ潮戸物ノ如

何人モ之ヲ眞似ヲスルコトガ出來ナイ、又

子孫ニモ是ガ傳ヘテナイノデアリマス、明治大帝ハ非常ニ之ヲ御心配遊バシマシテ、

何時カ友太郎ニ、アノ染付デ赤イ色ヲ出スコトヲ子孫ニ傳ヘルヤウニセヨ、ト云フ御

言葉サヘ賜ハタノデアリマシタガ、其事ナクシテ明治大帝ガ崩御遊バサレ、又次デ

加藤友太郎モ死ンデシマッタノデアリマス、

今日工業學校及其他ノ瀬戸物ノ製造ヲスル

學校ニ於テ、學者達ガ倒サニ立テモ、此赤

イ色ノ染付ト云フモノガ出來ナイノデアリマス、然ルニ世界陶器界ニ於テ未ダ作り出

スコトノ出來ナイ程ノ貴い物品ガ、ドノ位

ナ價デアルカト云ヘバ、加藤友太郎ノ洵ニ

立派ナ藝術品デモ、現在二三十圓ノ價格シ

カアリマセヌ、是ハコソナ安イ筈ノモノヂ

ヤナイ、國民ニ本當ニ加藤友太郎ノ藝術ヲ

藝術家ニ對スル一大侮辱ナリト言ハナケレバ、出來ルニ相違ナイト思フノデアリマ

ス、若シ之ヲ出來ナイト云フナラバ、是ハ非常ナ誤リデアルノミナラズ、現在ノ日本

藝術家ニ對スル一大侮辱ナリト言ハナケレバナラナイノデアリマス、此點ニ於テ本當

ニ歴史價値ノ存在スルモノデアルナラバ、假令五十年ヲ經ズトモ、現代人ノ製作品ト

雖モ、之ニ相當ノ保護ヲ加フルコトガ當然

ナリト存ズルノデアリマスルガ、本法案ニ

於テ、此重要ナル點ニ付テ御考慮ヲ累ハサ

レナカツタコトハ、抑、如何ナル次第デアリマスカ、此二點ニ付テ御伺フ申シタイノ

デアリマス（拍手）

○議長（秋田清君） 嶋山文部大臣

（國務大臣嶋山一郎君登壇）

○國務大臣（嶋山一郎君） 栗原君ニ御答致

ス

○議長（秋田清君） 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマ

ス

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員

ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

ス

問ノ、五十年未満ノモノデモ、其輸出又ハ移出ヲ禁ズル必要ガアルノデハナイカト云

フ質問デゴザイマスガ、五十年未満ハ其

見ニ基イタノデアリマシテ、輸出又ハ移出ヲ禁止スルト云フコトハ、栗原君ガ質問ノ

冒頭ニ於テ述ベラレマシタ如ク、日本ノ文

明ヲ海外ニ紹介スル必要ノアルト云フコトモ、御論旨ノ通りデアリマスモノデスカ

ラ、成ベク其制限ノ範圍ヲ縮小シタイト云フ趣旨カラ、専門家ノ意見ヲ容レマシテ、

五十年ヲ限度ト致シタ次第デアリマス

○栗原彦三郎君 自席カラ一言……

○議長（秋田清君） 栗原君

○栗原彦三郎君 只今藝術家ノ意見ニ依

タト云フコトデゴザイマシタガ、私ハ先年國

寶保存法制定ノ際ニ於キマシテモ、往々ニシテ國寶ノ指定ガ、骨董的趣味ニミ墮シ

マシテ、國家ノ文明ノ歴史ノ跡、國家文明

ノ道程ニ關スルト云フヤウナ點ヲ輕視スル

憂ガアリマスルカラ、御注意ヲ願ヒタイト

云フ警告ヲ發シテ居タノデアリマスルガ、

今回ニ於キマシテモ、亦同様ノ憾ナキ能ハ

ズデアリマスルガ、詳細ハ委員會ニ於テ御

尋ヲ致スコトニシテ、私ノ質問ヲ打切りマ

ス（拍手）

○議長（秋田清君） 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマ

ス

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員

ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

ス

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員

ニ付託セラレシコトヲ望ミマス

六四五



○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、農村負債整理組合法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長大口喜六君

農村負債整理組合法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一農村負債整理組合法案(政府提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

委員長 大口 喜六

衆議院議長秋田清殿

(大口喜六君登壇)

○大口喜六君 私ハ茲ニ政府提出ニ係リマスル農村負債整理組合法案ニ付キマシテ、特別委員會ノ經過竝ニ結果ニ付キ御報告致シマス、ソレニ付キマシテハ、先以テ本案其モノ、或點ニ關シマシテ、一應御説明申上ゲ置ク必要アリト考へマス、御承知ノ如ク本案ハ、前議會以來ノ歴史ヲ有スルモノデアリマシテ、今回ノ提案ハ其大體ニ於キマシテハ、略、前回提案ノモノト相一致シテ居ルヤウニ考ヘラレマス、併シ其内前回ノモノト異シテ居リマス主ナル點ヲ申上ゲマスルト、今回ハ負債整理組合ノ組織ニ付キマシテ、無限責任以外ニ保證責任ヲ認メタコトデアリマス、ソレカラ負債整理組合資金ニ對シマシテ、特別融通ノ途ヲ開キ、

尙ホソレガ損失ニ對シマシテ補償竝ニ補給ノ方法ヲ定メタコトデアリマス、此ニツガ先づ前回ノ提案ト異ラル重要ナ點デアル

ト考ヘマス、更ニ其特別融通竝ニ損失補償又ハ補給ノ内容ニ付テ申上ゲマスルト、負

債整理組合ニ特別融通ヲシマスルノハ市町

村デアリマシテ、其融通ヲ爲シ得ル期間ハ、

本法施行ノ日ヨリ五年間トシ、其融通ノ期限ハ、本法施行ノ日ヨリ二十年ヲ超ユルコ

トヲ得ズトナツテ居リマス、サウシテ此特

別融通ヲ爲スニ依リテ生ジマシタル損失ニ

對シテハ、道府縣ハ其融通總額ノ三割以内ニ

於テ、損失補償ノ契約ヲ爲スコトヲ得トナッ

テ居リマスガ、ソレニ對シマシテ、政府ハ更ニ其損失補償金ノ半額ヲ補給スルコトニナッ

テ居ルノデアリマス、而シテ政府ノ支出シマ

スル補給金ノ總額ハ、三千万圓ト限ラレテ居

リマスノデ、結局損失總額六千万圓ヲ限度

トシテ、補給スルト云フコトニナルノデアリ

マス、隨テソレニ對スル融通總額ハ、二億圓

限度デアルト推算サル、ノデアリマス、而

モ最初道府縣ガ三割以内ノ補償ヲ契約致シ

マスル時ニハ、其損失補償金中ノ四分ノ一

ニ相當スル金額ヲ、當該市町村ニ於テ負擔

スベキ旨ヲ定ムベキコトニナツテ居ルノデ

アリマス、隨テ結局融通總額二億圓ニ對シ

テ三割ノ損失ガアルト致シマスルト、六千

万圓デアリマスルガ、其四分ノ一即チ一千

五百万圓ハ、當該市町村ガ負擔シ、更

ニ一千五百万圓ヲ道府縣ガ負擔シ、殘リノ

マスルト、尤モ法案第三十條ノ但書

ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得「トナッテ居リマシテ、特別ノ場合ハ別ニ規定サレル筈デアリマス、先づ是ダケヲ申上ゲマシテ、是カラ經過ニ付テ申述べヨウト存ジマス

事ノ選舉ヲ行ヒ、委員長ニ私、理事ニ西方、貝谷、森、武知、猪股、後藤ノ諸君が當選

委員會ハ去ル十三日ヲ以テ委員長並ニ理

事ノ選舉ヲ行ヒ、委員長ニ私、理事ニ西方、

シタガ、質疑ハ頗ル微ニ入り細ニ瓦リマシテ、相當ノ委曲ヲ盡サレタヤウニ考ヘラレ

マス、隨テ其全般ニ瓦リマシテ、一々茲ニ

御報告スルコトハ出來兼ネマスガ、例ニ依

リマシテ、其中ノ主ナルモノデアルト思考

シマスル點ヲ、申述ベタク考ヘマス

第一ニ問題トナリマシタノハ、本法案第

一條ノ施行區域ニ關スルコトデアリマス、

即チ其第一條ニハ「本法ハ農山漁村ニ居住

スル者ノ經濟更生ヲ圖ル爲隣保共助ノ精神

ニ則リ其ノ者ヲシテ負債整理組合ヲ組織セシメ」云々トアリマスルガ、サウスルト假

令農山漁業者デアテモ、市制地トカ町制

地ト云フヤウナ所ニ居住シテ居ル者ハ、此

組合員ニハナレヌノデアルカト云フ意味ソ

質疑ガ起リマシタ、ソレニ對シテ政府ノ答

辯ハ、此法文ハ唯法律ノ精神ヲ現シタモノ

デ、廣義ニ解釋スペキデアル、隨テ假令其

人ガ市制地ニ居ヤウガ、町制地ニ居ヤウガ

隣保共助ノ精神ニ則リテ、組合ヲ作ラウト云

フ以上ハ差支ナイ、又農山漁業者ガ集團ヲ

成シテ居ル區域内ニ介在シテ居ル者デ、組

合員ニナリタイト云フ者デアレバ、必シモ

通ニ依リテ爲シ遂得ラレルト考ヘテ居ル

トデアリマシタ、ソレカラ此組合ヲ組織スルノニハ、其組合ノ樹立シタル負債償還計畫及經濟更生計畫ヲ履行スル必要ガアルコトニナツテ居ルガ、是ダケハ極メテ困難デハナイカト云フ意味ノ、質疑ガ盛ニ起リマシタ、ソレニ對シマシテ政府ハ、此法案ノ骨子トスル所ハ、所謂負債整理ニアルノデ、所謂救濟ヲ主トスルモノデハナイ、隨テ此負債償還又ハ經濟更生計畫ノ實行ハ、極メテ必要デアルト考ヘル、併シソレハソレゾレ其地方々々ノ實情ニ依ラネバナラヌコトデアル、實情ニ即シテ適宜ノ計畫ヲ立てシメル考デアルト云フ意味ヲ述ベラレテ居リマス、殊ニ雪害地ノ如キ、特殊ノ事情ニ在ルモノニ對シテハ、既ニ特別ノ調査機關モ設ケラレテ居ルコトデアッテ、經濟更生計畫ニ於テモ、其他ノ地方ニ比シテ、矢張特殊ノモノガ行ハルベキデアルトノ意味ヲ答ヘラレテ居リマス、更ニ全國一万二千ノ町村ニ對シ、ドレダケ組合ガ出來ル見込ヲ立て、居ルカト云フ質問ニ對シマシテ、政府ハ約六千町村ニ對シテハ、資金供給ノ必要アルモノト見テ居ルガ、其他三千町村ニハ、他カラ資金ヲ供給セズトモ、千町村ニハ、他カラ資金ヲ供給セズトモ、組合ハ出來得ルモノト考ヘテ居ル、其餘ノ三千町村ハ、大體ニ於テ先づ農漁山村ニ關係ノナイモノト見テ宜カラウトノ、答デアリマシタ

更ニ質疑ト致シマシテ、農業者ノ負債總額約四十五、六億圓ト推定サレテ居ガ、其整理ニ對シテ僅ニ二億圓ノ資金融通ニ依リテ爲シ遂得ラレルト考ヘテ居ルカト云フ意見ガ起リマシタガ、ソレニ

ソレガ農業者、山林業者、漁業者デナクテモ、加入ハ差支ナイト解釋シテ居ルトノコ

對スル政府ノ答辯ト致シマシテハ二億圓ノ

融資ト云フノハ、謂ハ、頭金ト言フタヤウ  
ナモノデ、少クトモソレニ依ツテ六億圓ノ  
負債ハ整理シ得ル見込ヲ有ツテ居ルト答ヘ  
テ居リマス、サウシテ負債整理ハ、決シテ  
是バカリデ出来得ルモノトハ考ヘテ居ナイ、  
即チ中ニハ融資ヲ與ヘズトモ、自ラ整理シ  
得ベキモノガアル見込デアル、又其他各種  
ノ方法、例ヘバ債務者ト債權者トノ間ニ立ツ  
テ行ハル、調停ニ依ル整理、或ハ不動産融  
資法及中央金庫融資法等ニ依ル融通ニシテ  
モ、自然其間ヲ緩和スベキモノガアル、其外  
有ユル方法ニ依ツテ爲シ得ラルベキモノデ、  
此法案ノミニ依ツテ其全部ヲ解決スベキモ  
ノトハ考ヘラレヌト云フ意味デアリマシタ、  
ソレカラ更ニ其二億圓ノ融資ニシテモ、町  
村ハ何ニ依ツテ其資金ヲ得ベキカト云フコ  
トニ付キマシテハ、政府ハ出來得ル限り大  
藏省預金部カラ融通スル考デアル、勿論未ダ  
委員會ノ決議ヲ經テ居ル譯デハナイカラ確  
言ハ出來ヌガ、政府ガ此案ヲ立テタル以上ハ  
何處マデモソレニ努力スルコトハ當然デア  
ルトノ意味ヲ答ヘテ居リマス、其外資金ニ  
對スル利子ノ問題ヲ初メ、重要ナ質疑應答  
ガ行ハレマシタガ、餘リニ繁多ニナリマス  
カラ、速記錄ニ譲リタイト存ジマス  
ソコデ愈々討論ニ入りマシテ、政友會ノ  
助川委員ヨリハ、本案ニハ極メテ不満足ノ  
點ガ多イ、殊ニ融資額ノ少ナイコト、損失ノ  
補償ヲ市町村ニ及ボスコトニ付テハ、  
甚ダ以テ遺憾トスルガ、本案ガ今日ニ至ル  
ニ付テハ、容易ナラザル苦心ト努力トノ加ツ  
テ居ルコトヲ知ル同時ニ、國民ノ要望モ  
ヲ裏切ルガ如キコトガアツデハナラヌト變

ハザルヲ得ナイケレドモ、所謂無キニハ勝ルモノガアル、隨テ茲ニ本案ノ成立ヲ思フ所カラ、原案ニ賛成スル者デアルトノ意味ヲ述ベラレマシテ、且ツ希望トシテ實施其他ニ對シ、特ニ注意スペキ點ヲ列舉サレマシタガ、更ニ雪害地ノ如キ特別ノ事情アル地方ニ對シテ、劃一的ノ方法ヲ用ヒラレルコトハ宜シクナイ、特ニ考慮サレタイトノ意味ヲ附加ヘラレマシタ

次ニ民政黨ノ武知君ヨリモ、本案ニ賛成スル旨ヲ述ベラレ、其理由トシテ、本案ガ前回ノ提案ニ比シテ立法上改善サレタ點トシテ、損失補償ヲ認メタ點、無限責任以外ニ保證責任ヲ認メタ點、金錢債務調停法ト連絡セシメタ點等ヲ擧ゲラレマシテ、個人ノ負債ニ對シテ國庫又ハ公共團體ガ補償スルト云フコトハ、平時ニ於テハ一考ヲ要スベキモノデアルガ、今日ノ場合ニ直面シテ、金融梗塞ノ豫知サレル方法ヲ以テ臨ムコトハ、採ルバキ途ナインラズ、機會ヲ逸スルヨリヘ實行可能ノ範圍内ニ於テ、整理更生ノ實際化ヲ圖リタイト云フ意味ヲ述ベラレタノデアリマス、ソレカラ國民同盟ノ後藤君ヨリ修正説ガ出マシタガ、ソレハ委員會ニ於キマシテハ留保サレマシテ、採決ニハ加ヘマセヌコト、ナリマシタノデ、茲ニハ説明ヲ省キマス、何レ本議場ニ於キマシテ、同君ヨリ詳シク御述ベニ相成ルコト、考ヘマス、ソコデ採決ノ結果、大多數ヲ以テ本案全部ヲ可決致シタ次第デアリマス、此段御報告ヲ申上ゲマス（拍手）

○議長（秋田清君） 本案ニ對シテハ、後藤亮一君ヨリ定規ニ依フテ修正案ガ提出サレテ居リマス、仍テ便宜上討論ハ、第二讀會に於テ修正案ノ趣旨辯明ヲ聽キマシタ上

二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌ力  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ  
○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス  
○議長(秋田清君) 上田君ノ勧議ニ御異議アリマセヌ力

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

農村負債整理組合法案 第二讀會

○議長(秋田清君) 此際本案ニ對スル修正案ノ趣旨辯明ヲ許シマス——後藤亮一君

農村負債整理組合法案ニ對スル修正案 右成規ニ據リ提出候也

昭和八年三月十六日

提出者 後藤 亮一

農村負債整理組合法案中左ノ通修正ス

第二十九條中「半額」ヲ「全額」ニ、「三千萬圓」ヲ「六千萬圓」ニ改ム

第三十條ヲ削リ第三十一條ヲ第三十條ニ改メ以下順次繰上グ

(後藤亮一君登壇)

○後藤亮一君 只今議題トナッテ居リマス  
ル農村負債整理組合法案ニ付テ、修正ノ意見ヲ陳述致シマス、私ノ修正セント致シマスル點ハ、極メテ簡明瞭ナルモノデアリマシテ、只今委員長ヨリ御報告ガアリマシタ如ク、今回政府ノ提出致シマシタル農村負債整理組合法案ハ、其損失補償ノ半分ヲ

府縣ト市町村トニ負擔セシメヨウト云フ原案デアリマス、此點ニ關シマシテ修正ヲ致スノデアリマス  
先ヅ其修正ノ要點ヲ申上ダマス、第二十九條ニ損失補償金ノ「半額」トアリマスノヲ「全額」ニ改メマス、補給金ノ總額ハ「三千萬圓」トアリマスノヲ、「六千萬圓」ニ改メルノデアリマス、此修正ノ結果第三十條ハ無用ニナリマスカラ、之ヲ削除致シマス、第三十一條ヲ第三十條ニ改メマシテ、以下各、一條ヲ繰上ゲルト云フノガ修正ノ要點デアリマス、是ハ要スルニ市町村及道府縣ノ負擔ヲ取除イテ、此農村負債整理組合法ニ依リマシテ生ジマシタル損失補償ハ、其全部ヲ國庫ガ負擔スペキモノナリト云フノガ、修正ノ要點デアリマス(拍手)  
以下簡單ニ修正ノ理由ヲ申述べマス、今回提案セラレマンシタ所ノ負債整理組合法案ハ、其資金ノ融通ヲ認メテ居ル點、又損失補償ヲ認メマシタル點ニ於キマシテハ、前議會ニ提案セラレタルモノトハ、一段ノ進歩ノアルコトハ、只今委員長ノ御報告ニモ述ベラレタ通りデアリマス、併ナガラ今ヤ恒久的トナリ、全面的トナツテ居リマスル此深刻ナル農村ノ疲弊、之ヲ打開致シマスル重要ナル一方法ヘ、此負債整理ヲ有效適切ニ致スト云フコトガ、一番ノ重大ナル對策デアリマス、ソレデアリマスカラ之ヲ致シマスル爲ニハ、政府ハ思切タル對策ヲ爲スノガ、當然デアルト考ヘル者デアリマス(拍手)吾々ノ考ヘル所デハ、負債ノ元金或ハ長ラク累積シテ居リマス所ノ利子ノ一部分ヲ切捨テル、或ハ殘餘ノ負債ニ對シマシテハ、低利ノ金ト肩替リヲサセテ、長期ノモノニスルト云フヤウナ、思切タル

法ヲ採ラナケレバ、本當ニ此農村ノ負債ヲ整理スルコトハ出來ナイト考ヘテ居ルノデアリマス（拍手）然ルニ今回ノ提案ニ依リマスト云フト、融資額ハ僅ニ二億圓デアリマシテ、甚ダ僅少デアルト云フコトハ、各派ノ委員諸君ガ此感ヲ同ジウシテ居タ所デアリマス、又其損失補償額モ國家ハ三千万圓シカ取ラナイ、アトハ府縣ト市町村トニ於テ、之ヲ分擔シテ引受ケヨト云フノデアリマシテ、其損失補償額ノ僅少ナル點ニ至リマシテモ、是亦各委員諸君ガ、甚ダ其僅少ナルコトニ遺憾ノ意ヲ表シテ居タノデアリマス、斯様ニ今回ノ農村負債整理組合法案ハ、甚ダ姑息不徹底ナモノデアルト同時ニ、其一面ニ於キマシテハ、或ハ此法案ガ出ルコトニ依リマシテ、債權者ニ乘ゼラル、ヤウナ機會ヲ與ヘルノデハナイカト云フヤウナ、サウ云フ遺憾ナ點スラアルノデアリマシテ、斯様ナ懸念ニ對シマシテモ、吾々ハ頗ル此案ノ不徹底ナルコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、斯様ナ理由ニ依リマシテ、吾々ハ茲ニ各府縣及市町村ノ損失負擔ヲ修正シヨウトスルノデアリマス

ヲスルトカ、或ハ景氣ノ曙光ヲ出ダスト云  
フコトハ、農村ノ購買力ヲ増進スルト云フ  
コトガ、唯一ノ方法デアルト云フコトヲ申  
述ベラレテ居リマス、是ハ吾々モ同感デア  
リマス、而モ今ヤ農村ノ實情ハト申シマス  
ルト、非常ニ疲弊困憊シテ居ルト云フコト  
ハ言フ迄モナイコトデアリマシテ、此農村  
ヲ救フト云フコトハ、農村自體ヲ救フト云  
フコトデハナクシテ、此農村ヲ救フト云フ  
コトハ、同時ニ國家ヲ救フ所以デアルト云  
フコトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス  
(拍手)此點ニ於キマシテ、吾々ハ其根本觀  
念ヲ異ニスルト云フ點ヲ指摘シタイト思フ  
ノデアリマス

ト云フヤウナ、此非常時ニ對スル所ノ對策ヲ講ジテヤラナケレバ、農村ガ更生シナイト云フ所ノ、今ヤ重大ナル時機ニアルノデアリマス、斯様ナ時ニ於キマシテ、斯様ニ非常時ノ對策ヲ講ジテヤラナケレバナラヌソレ等ノ市町村ニ對シマシテ、寧ロ之ニ反スル所ノ、將來ニ於テ負擔ヲ重ク背負ハセルト云フヤウナ政策ヲ執ルト云フコトハ、畢竟農村ノ實情ニ對シテ、政府ハ認識ヲ缺イテ居ル所以デアルト云フコトヲ、指摘シナケレバナラヌノデアリマス(拍手)

第三番目ニハ、政府ガ屢々聲明致シテ居リマスル所ト、此農村負債整理ノ精神トハ、其攻撃ガ多音ンテ居レト云フコトヲ指摘シ

依テ負債整理ヲスルト云フコトハ、吾々モ  
頗ル結構デアルト考ヘマスルガ、其町村ノ  
中ノ一部落ガ、或ハ其町村中ノ二部落ガ、  
自分等ノ負債ヲ整理スルト云フコトノ爲ニ  
組合ヲ作ツタ場合ニ、其村全體ガ、隣保共助  
ノ精神デアルカラト云ツテ、一部分ノ人ノ負  
債ヲモ負擔スルダケノ雅量アリヤ否ヤト云  
フコトハ、頗ル實際問題トシテ疑ハシイノ  
デアリマス、寧ロ是ハ不可能デアルト云フ  
コトヲ考ヘテ、サウシテ立案ヲ致シタ方ガ、  
將來ニ失望ヲ貽サルモノデアルト吾々ハ  
考ヘルノデアリマス(拍手)

第一ハ、政府ハ農村ノ窮迫ニ對シマシテ、甚シク認識ヲ缺イテ居ルト云フ點デアリマス、即チ現在ノ農村ノ現状ハ申上ゲルマデモナク、農產物ガ不自然ナ激落ヲシテ居ルトカ、或ハ過重ナル負擔ニ苦ンデ居ルトカ、又一戸當リ千圓以上モアルト申サレテ居リマスルガ、五十億トモ云ヒ、七十億トモ云フヤウナ、莫大ナル所ノ負債ニ苦ンデ居リマシテ、而モ其負債ハ七分乃至二割以上モノ高率ノ利子ヲ支拂フテ居ルノデアリマス、斯様ナ實情ニ在リマシテ、農村ハ窮迫シテ、今ヤ氣息奄々タル狀態ニアルコトハ、幾度モ此議場デ各派ノ議員ヨリ述べラレテ居ル通リデアリマス、之ニ對シマシテハ、或ハ重要農產物ノ價格ノ引上ラヌルトカ、或ハ肥料ノ統制ヲ致ストカ、其外吾吾ガ夙ニ主張致シテ居マスル如ク、義務教育費ノ全額ヲ國庫負擔ト致シマストカ、或ハ農村技術員ニ對スル俸給ヲ國家ガ補助シテヤ」トカ、又役場費中ノ一部分ヲ國家ガ補助シテヤルトカ、耕作地租ノ一時全免

其此第ニ天属ニテノ事例ハ、云々<sup>アリ</sup>。シテ、  
タイノデアリマス、我國ノ現在ノ經濟的不  
振ヲ打開スル爲ニハ、農村ノ購買力ヲ増進  
セシメネバナラヌト云フコトハ、屢々申上  
ゲル通リデアルニ拘ラズ、其農村ニ對シマ  
シテ、新シキ負擔ヲ負ハシメヨウトサセル  
コトハ、政府ノ屢々聲明スル所ト相矛盾ス  
ル政策デアルト、申サナケレバナラヌノデ  
アリマス。

第四番目ニハ、負債ヲ澤山負ウテ居ル農  
民ノ多イ町村程、町村自體モ疲弊シテ居ル  
ノデアリマス、ソレ故ニ其町村ニ損失ヲ負  
擔セヨト申シマシテモ、到底其議ハ纏マル  
モノデハナイト云フコトヲ申上ゲタイノデ  
アリマス。

第五番目ニハ、一部落ノ負債ニ對シマシ  
テ、全村ガ果シテ損失負擔ヲスルト云フ、  
村議或ハ町議ヲ纏メルコトガ出來ルヤ否ヤ  
ト云フ點デアリマス、本案ハ隣保共助ト云  
フ精神ニ依リマシテ、部落ヲ單位トシテ負  
債整理組合ヲ作ラシタイト云フノガ、此本  
案ノ骨子デアリマス、其隣保共助ノ精神ニ

此件係支那政資金之貸付公債、並云此為支那政府之政  
府ノ説明デアリマスガ、農村ノ現状ヲ考ヘテ見マスルト、農村ノ從業者、農村ノ勞働者或ハ小作人モ困ッテ居ルニハ違ヒアリマスガ、本當ニ農村デ困ッテ居リマスルモノハ、一二町乃至二三町ノ田地ヲ持ッテ居ル所ノ、所謂中農小農ト言ハレル人ガ、一番ニ窮迫ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ一人千圓位ノ資金ヲ融通スルト云フ精神デアリマスルト、是等ノ中小農ノ負債ヲ整理スルト云フコトハ、實際ニ於テ餘リニ期待出來ヌノデアリマス、サウ云フコトニナリマスルト、是等所謂其村ニ於ケル所ノ、中堅ノ人ト言ハナケレバナラヌ所ノ中小農ガ、果シテ一部分ノ人ノ負債ヲ整理シテヤル爲ニ、起シテ來ル此損失負擔ヲ爲スト云フ議ヲ、煙メ得ルヤ否ヤト云フコトハ、是亦甚ダ不可能ノコトデアルト考ヘラレルノデアリマス

ト云フヤウナ、此非常時ニ對スル所ノ對策ヲ講ジテヤラナケレバ、農村ガ更生シナイト云フ所ノ、今ヤ重大ナル時機ニアルノデアリマス、斯様ナ時ニ於キマシテ、斯様ニ非常時ノ對策ヲ講ジテヤラナケレバナラヌソレ等ノ市町村ニ對シマシテ、寧ロ之ニ反スル所ノ、將來ニ於テ負擔ヲ重ク背負ハセルト云フヤウナ政策ヲ執ルト云フコトハ、畢竟農村ノ實情ニ對シテ、政府ハ認識ヲ缺イテ居ル所以デアルト云フコトヲ、指摘シナケレバナラヌノデアリマス(拍手)第三番目ニハ、政府ガ屢々聲明致シテ居リマスル所ト、此農村負債整理ノ精神トハ、其政策ガ矛盾シテ居ルト云フコトヲ指摘シタイノデアリマス、我國ノ現在ノ經濟的不振ヲ打開スル爲ニハ、農村ノ購買力ヲ増進セシメネバナラヌト云フコトハ、屢々申上ゲル通リデアルニ拘ラズ、其農村ニ對シマシテ、新シキ負擔ヲ負ハシメヨウトサセルコトハ、政府ノ屢々聲明スル所ト相矛盾スル政策デアルト、申サナケレバナラヌノデアリマス

依テ負債整理ヲスルト云フコトハ、吾々モ頗ル結構デアルト考ヘマスルガ、其町村ノ中ノ一部落ガ、或ハ其町村中ノ二部落ガ、自分等ノ負債ヲ整理スルト云フコトノ爲ニ組合ヲ作ツタ場合ニ、其村全體ガ、隣保共助ノ精神デアルカラト云ッテ、一部分ノ人ノ負債ヲモ負擔スルダケノ雅量アリヤ否ヤト云フコトハ、頗ル實際問題トシテ疑ハシイノデアリマス、寧ロ是ハ不可能デアルト云フコトヲ考ヘテ、サウシテ立案ヲ致シタ方ガ、將來ニ失望ヲ貽サドモノデアルト吾々ハ考ヘルノデアリマス(拍手)

云フ意味ト違ヒマシテ、是等融資額ガ二億圓デアル、損失補償ガ三千万圓デハ少イトか  
機会ハ、強チ無イト云フコトハ出來ルトカ、  
或ハ負債整理組合ノ成績ガ非常ニ良好ナル  
場合ニ於キマシテハ、將來之ヲ改正スペキ  
負擔セシメルト云フコトハ、ソレトハ意味  
ヲ大ニ異ニ致シマシテ、是ハ根本的ナ主義  
デアリマスガ、道府縣及市町村ニ其損失ヲ  
負擔スルト云フコトニ決リマズレバ、容易  
ニ之ヲ更改スルコトハ不可能デアルト吾々  
ハ考ヘルノデアリマス、故ニ此點ニ付キマ  
シテハ、立法ノ初メニ於テ、宜シク是等ノ  
負擔ヲ除去シテ置カナケレバナラヌモノデア  
ルト、吾々ハ確信ヲ致ス者デアリマス、  
最後ニ第八ト致シマシテ申上ゲタキハ、  
市町村同様ニ地方財政、即チ道府縣ノ財政  
モ、今ヤ非常ナル窮迫ヲ致シテ居リマス、  
サウシテ其負擔ヲ頗ル過重デアリマシテ、  
道府縣ノ負擔ヲモ輕減シテヤラナケレバナ  
易ナラザルモノガアリマス、是ハ寧ロ市町  
村ノ財政ノ負擔ヲ輕減セシメルト同様ニ、  
テ吾々ノ探ラザル所デアリマス、斯様ナル  
意味ニ於キマシテ、吾々ハ修正ヲ致シタイ  
ノデアリマスルガ、之ヲ要スルニ、嘗テ政  
府ハ昭和二年ノ經濟恐慌ノ場合ニハ、二億  
或ハ五億ト云フヤウナ莫大ナル資金ヲ融通  
致シマシテ、サウシテ一部ノ金融資本

是モ國家ノ爲ニヤラナケレバナラヌ事デ  
アルトスルナラバ、結構ナ事デアリマスル  
ガ、其當時吾々ハ其損失負擔ヲ、一部ノ金  
融資本家ニ負擔セシメタト云フコトヲ、未  
ダ曾テ聞イタコトガナイノデアリマス、然  
ルニ今ヤ農山漁村ノ疲弊ガ甚シク、殊ニ累  
積シテ居ル所ノ負債ノ爲ニ、此儘抛フテ置イ  
タナラバ、農村ハ再ビ起ツ能ハザルニ至リ  
マシテ、洵ニ國家ノ一大事ト申サナケレバ  
ナラヌノデアリマス、此時此際ニ偶、負債整  
理法ヲ提出シタル所、其損失ノ一部ヲ、是  
等道府縣及農村ニ負擔セシメマシテ、將ニ  
飢エナントシテ居ル所ノ此瘦馬ニ、一層ノ  
重キ荷物ヲ背負ハセルト云フヤウナコト  
ハ、斷ジテ政治家ノ採ラザル所デアルト吾  
吾ハ考ヘル者デアリマス、委員會ニ於テノ  
空氣ヲ考ヘテ見マスルト、委員會ニ於テ各  
派ノ諸君ガ政府ニ向テ質問ナサル所ハ、殆  
ド私ト同意見デアリマス、質問ヲシテ居ラ  
レル所ヲ聞キマスト、殆ド吾々ト共鳴シタ  
意見ガ多イノデアリマスルガ、色々ト其政  
黨的關係ニ依リマシテ、色々ナ御事情ガア  
ラウトハ御察シ申上ガマスルガ、併ナガラ  
ス様ナ農村ノ非常時デアリマス、冀クハ深  
刻疲弊困憊シテ居る農山漁村ノ實情ヲ洞察  
切望シテ已マザル者デアリマス(拍手)  
○議長(秋田清君) 是ヨリ討論ニ入りマ  
ス、通告順ニ依テ發言ヲ許シマス——西  
方利馬君

ハ認メルノデアリマス、幾多ノ不満不備缺陷ナル案ヲ完全ニ修正シヨウト致シマシテモ、修正シ切レルモノデアリマセヌ、御承知ノ通り、モウ會期モ切迫シテ居リマス、到底吾々共ノ希望ニ副フ修正ヲスルナド、云フコトハ、既ニ時日ガ許サヌノデアリマス、又前議會ニ御提案ニナラレタ案ニ比較シマシテ、多少ナリトモ吾黨ノ主張ヲ取入レラレタ點モアルノデアリマス、又斯様ナ詰ラヌモノデモ、無イヨリハ有ル方ガ、幾ラカ農山漁村民ノ爲ニナルノデハナカラウカト云フヤウナ意味合デ、吾々共ハ贊成ヲ致スノデアリマス、就テハ私共ハ如何ナル點ニ主トシテ不満ヲ有ツモノデアルカト云フコトヲ明ニ致シテ、贊成ノ意ヲ表セントスル者デアリマス

第一、吾々共ノ最モ遺憾ニ存ズル點ハ、本案カラ中小商工業者ノ負債整理ヲ除去シタル點デアリマス、御承知ノ通り今日負債ノ重壓ニ苦ム者ハ、獨リ農山漁村民バカリデハナイノデアリマス、中小商工業者モ均シク此負債ノ爲ニハ、苦シニ居ルノデアリマス、故ニ御承知ノ通り六十二議會ニ於キマシテハ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ時局匡救案、此時局匡救案ニハ獨リ農山漁村民ノ負債ニ付テバカリデナク、此中小商工業者ノ負債ニ付テモ、整理ヲスベシト云フコトヲ明ニ致シテ居ルノデアリマス、又前回ノ議會ニ於キマシテモ、我黨カラ此點ニ對シテ修正ヲ致シテ居ルコトハ、諸君モ御承知ノ通リデアリマス、然ルニ今回ノ案ニモ、之ヲ除外サレテ居ルノデアリマス、政府ノ説明ナサル所ニ依リマスト云フト、中小商工業者

時ニドウシテ御出シニナラヌノデアルカ、之ヲ御提出ニナラズ、隨テ今之ヲ整理スルノ途ナシトスルナラバ、姑ク本案ニ之ヲ包含シセシメテ整理スルコトガ立法ノ上ニ、取扱ノ上ニ多少ノ不便ガアリマシテモ、之ヲ含メテ整理スルト云フコトガ、是ガ親切ナヤリ方デモアリ、爰當ナリト吾々共ハ確信致スノデアリマス(拍手)此點ハ吾々共ノ返ス返スモ遺憾ニ思フ點デアリマス

次ニ私共ノ遺憾ト致シマスル點ハ、此整理ノ資金ニ付テアリマス、本案ニハ此點ハ明ニ依リマスルト云フト、凡ソ二億圓ノ金ヲ融通シテ、サウシテ此莫大ナル負債ノ整理ヲ爲サントスル御意思デアルヤウデアリマス、此二億圓ノ金ヲ以テ、此莫大ナル負債ヲ、ドウシテ整理セント爲サルノデアルカ、吾々共ハ其餘リニ少額ナルニ驚カザルヲ得ナイノデアリマス、又失望セザルヲ得ナイノデアリマス、御承知ノ通り今日市町村ノ數ハ約一万一千七百アリマス、此一万一千七百ニ對シテ、假ニ一万ノ市町村ニ、此二億ノ金ヲ割當テルト云フナラバ、一市町村當リ幾ラニナルデセウ、僅ニ二万圓デアリマス、而シテ本案ニ依リマスルト云フト、五箇年間ニ二億圓ノ金ヲ融通スルコト

ニ相成テ居ルノデアリマス、デアルカラシテ、一市町村當リ一箇年ノ割當平均額ハ幾ラニナルカト云フト、タゞ四千圓デアリマス、此四千圓ヲ以テドウシテ一箇村ノ負債ノ整理ガ出來マスカ、御承知ノ如ク今日市町村ノ平均負債額ハ、幾ラ少ク見積フテモ四十万圓デアリマス、四十万圓ト云フト、一市町村當リノ一年ノ利息ダケデモ、平均一割ト見積テ四万圓ニナル、利息ダケデモ四万圓負擔セネバナラヌ此農村ニ向テ、僅ニソレノ一割ニ相當スル四千圓ノ資金ヲ以テ、如何ニシテ今日ノ此負債ノ整理ガ出来ルノデアリマスカ〔ヒヤ〕〔拍手〕到底出来ルモノデナコトハ、是ハ明瞭デアリマス、殊ニ又此點モ本案ニハ明ニナフテ居ラヌノデアリマスガ、政府ハ小額債務ニ限ッテ、之ヲ整理セントスル意圖ヲ有スルコト理スベキカト云フ標準ハ、負債ノ多寡ニ依テ決定スルモノデハナイノデアリマス、幾ラ小額ノ負債デアリマシテモ、整理シナクトモ宜シイモノモアル、又幾ラ厖大ナル負債ト雖モ、其負債ヲ整理シナカバナラバ、所謂整理ノ實ガ舉ラヌ、其農村ノ更生ガ出来ナイ、又農村更生ノ上ニ大ナル障礙トナルト云フヤウナ、斯様ナ種類ノ負債ニ對シテハ、幾ラ額ガ多クトモ、之ヲ整理シテヤラニヤ整理ノ實ガ舉ラナイノデアリマス、デアルカラシテ如何ナル負債ヲ整理スペキカト云フコトハ、決シテは金額ノ大小ニ依ルヘキモノデナクシテ、負債ノ種類、性質ニ之ヲ求メナケリヤナラヌコトハ、理ノ當然デアルノデアリマス、殊ニ又政府ノ説明ナサル所ニ依リマスルト云フト、壯小額負債ニ付テモ、僅ニ一千圓以下ノ債務ニ對シテ整理ヲナサレントスル御考デアルコトハ、容易ニ窺フコトガ出來ルノデアリマスレルガ、併ナガラ千圓以下ノ債務ト申シマスレ

バ、是ハ都會ハ率ザ知ラズ、農村ニ於キマンテハ、一時借ハ別ト致シマシテ、例ヘバ肥料ノ資金デアルトカ、或ハ養蠶ノ前借デアルトカ云フヤウナモノハ、是ハ別ト致シマシテ、千圓以下ノ負債ト云フモノハ、大抵是ハ無擔保債務デアリマス、無擔保債務ノ如キハ、ドウナフテ居リマスルカト云フト、農村ノ實情ニ少シク御縫通ナサフタ方ハ御承知デアリマセウガ、千圓以下ノ無擔保債務ノ如キハ、大抵是ハ債權者ハ諦メテシマシテ、言ハズ語ラズノ裡ニ、出世證文的ニ大抵ハ整理事業サレテ居ルノデアル、ドウシテモ整理シナケレバ農村ノ更生、農村經濟ノ建直シガ出來ナイト云フ負債ハ、ドウ云フ負債デアルカト申シマスルト、先程モ國民黨ノ方カラ申サレタヤウニ〔國民黨ヂヤナ」ト呼フ者アリ〕國同ノ方カラ申サレタヤウニ、此田地田畠ヲ持チ、山林ヲ持チ、家屋敷ヲ持テ、之ヲ抵當ニ入レテ、金ヲ借りテ、利息ノ爲ニ動キガ取レナクナフテ居ル者、之ヲ目標ニ整理ヲシナカバナラバ、今日ノ農村ノ建直シト云フモノハ、他ニドンナ方法ヲ講ジテモ、絕對ニ出來ルモノデハナイノデアリマス〔拍手〕是ニ中心ヲ置カズシテ、サウシテ少額債務、而モ千圓以下ノ債務ヲ中心ニシテ、整理ヲナサルナドト云フヤウナコトハ、全ク今ノ政府ハ先程モ言ハレタガ、リマス〔拍手〕ソニ又此非常時ノ非常時タリ事態ガ存スルノデアル、然ルニ現内閣ハナケレバ、國家經濟ノ建直シハ出來ナイト云フ所ニ、負債整理ノ重要性ガアルノデアリマス〔拍手〕ソニ又此非常時ノ非常時タリ事態ガ存スルノデアル、然ルニ現内閣ハ此點ニ思テ致サレズシテ、サウシテ個人ノ負債、個人ノ負債ニ向テ國家ガ發動スルナドト云フコトハ、間違テ居ルト云フヤウナ、斯様ナ考ヲ有タレテ居ル所カラ、此缺陷、不備、總テ不徹底ナル案ガ出發シテ居ルノデアル〔拍手〕此點ニ付テハ吾々根本ノ觀念ニ於テ、今ノ内閣ガ大ナル隔りガアルノデアル、斯様ニ吾々共ハ、壯内閣ニ向テ認識ヲ缺イテ居ルノデアリマスガ、其他ニモ壯負擔ノ問題ニ付テ、或ハ其他ノ問題ニ付キマシテモ、多々遺憾ノ點ハアリマスナカルコトデアリタナラバ、宜シイ、ドウカ爲ニナフテ貰フコトヲ願フテ、吾々共ハ本案ニ已ムヲ得ズ贊成ヲ致ス次第デアリマス〔拍手〕

○高田耘平君 農村負債整理組合法案 第二讀會  
〔高田耘平君登壇〕  
農村ノ實情ニ對シテ認識ガナイト言ハザル、得ナイノデアリマス〔拍手〕次ニ私共ノ最モ不満ニ感ズル點ハ、如何ナル負債ヲ整理センカト云フ點ニ付テ、全ク認識ヲ缺イテ居ルノデアリマスガ、其他ニモ壯負擔ノ問題ニ付テ、或ハ其他ノ問題ニ付キマシテモ、多々遺憾ノ點ハアリマスナカルコトデアリタナラバ、宜シイ、ドウカ爲ニナフテ貰フコトヲ願フテ、吾々共ハ本案ニ已ムヲ得ズ贊成ヲ致ス次第デアリマス〔拍手〕

○議長（秋田清君） 高田耘平君  
〔高田耘平君登壇〕  
農村ノ負債額ガ、凡ソ何程ノ金額デアルカト云フ事柄ハ、殆ド推定的デアリマシテ、或ハ五十億ト稱シ、六十億ト稱シテ居リマシタ、所ガ昨年ノ十二月ニ於テ、十二月ヲ基準トシテ、政府ガ大體調ベタモノガ、五十四億九千万圓デアリマシテ、先づ五十五億ト記憶スルコトガ宜カラウト思ヒマス、昭和四年末ニ於テ農林省ガ調べタモノハ、是ハ本當ノ負債デアツテモ、ソレヲ整理セザルニ於テノ推測デアツタ、是ハ四十三億万圓デアツタ、ノデアル〔拍手〕全ク此點ニ於テ現内閣ハ間違タ根拠概念ヲ有テ居ラレル、假令個人ノ負債デアツテモ、ソレヲ整理セザルニ於テノ信ズベキモノデハナイカモ知レマセヌガ、大體ニ於テ中フテ居ルト見ル外ナイノデアリマス、サウスルト昭和四年ノ十二月ニ四十三億デアリシモノガ五十五億デスカラ、年々約四億万圓ヅ、増加シタノデアリマス、即チ一割ノ利子ガ累年のニ加算シタリマス〔拍手〕ソニ又此非常時ノ非常時タリ事態ガ存スルノデアル、然ルニ現内閣ハ此點ニ思テ致サレズシテ、サウシテ個人ノ負債、個人ノ負債ニ向テ國家ガ發動スルナドト云フコトハ、間違テ居ルト云フヤウナ、斯様ナ考ヲ有タレテ居ル所カラ、此缺陷、不備、總テ不徹底ナル案ガ出發シテ居ルノデアル〔拍手〕此點ニ付テハ吾々根本ノ觀念ニ於テ、今ノ内閣ガ大ナル隔りガアルノデアル、斯様ニ吾々共ハ、壯内閣ニ向テ認識ヲ缺イテ居ルノデアリマスガ、其他ニモ壯負擔ノ問題ニ付テ、多少デモ農村漁村民ノ米ノ收穫高ヲ平均ハ千萬石ト見マシテ、其二分ノ一ノ三千萬石ガ市場ニ賣買サレテ、其金ガ生産者タル農民ノ手ニ入ルモノト假定致シマシテ、少シ違ヒガアリマスガ、大體其邊ノ數字デ宜カラウト思ヒマス、之ヲ庭先相場デ一石二十圓ト見マスレバ、約六億万圓デアリマス、サウスルト五十五億万圓ニ對シテ、其利子ガ年一割ト見レバ、五億五千万圓デアリマスカトシテ、日本ノ農民ノ主タル農產物ノ收入全部ガ、農村ノ借入金ノ利子ニ相成ルト云フコトニ略ナリマス、此數字ヲ見マシテ、成程農村ニ他ノ收入モザイマセウ、養蠶ノ收入モザイマセウ、又山村ニ於テハ山

元本五十五億万圓ノ利子ト消エテシマフノアリマス、此ノ殆ド全部ヲ賣タモノガ、デゴザイマスルカラシテ、如何ニ農村ガ此負債ノ重壓ノ爲ニ苦シムカト云フ事柄ニ於キマシテハ、想像ニ堪ヘヌモノガアルノデアリマス、而シテ昨年ノ六月ノ第二次臨時議會ニ於キマシテ、各派ガ農村匡救ニ對スル對案ヲ政府ニ示シマシテ、其對案ノ一トシテ、農村負債整理ノ問題ニ重キヲ置イタコトハ、極メテ當然ノ話デゴザイマス、昨年ノ九月ノ第三次臨時議會ニ、政府ガ農村負債整理組合法ヲ提案致シマシタ、政友會ノ各位モ御提案ニナリマシテ、而シテ茲ニ修正說ガ通過致シマシテ、政友會ノ大體ノ意見ガ容レラレ、是ガ貴族院ニ回付サレマシテ、貴族院ガ衆議院ノ意見ニ同意セズシテ、茲ニ兩院協議會トナッテ、其結果不調ニ終タコトハ、極メテ遺憾デアタト私共ハ思フノデアリマス、其當時吾々ノ意見ハ、兎ニモ角ニモ負債整理ト云フヤウナ事柄ハ、急ニハ中々出來ルモノハナインデアルカラシテ、多少不完全ナ點ガアッテモ、先以テ之ニ同意ヲ表シテ、一刻モ早ク幾分ナリトモ農村ノ負債整理ヲ爲シテ、所謂農村匡救事業ト相俟テ成立シタイト云フコトガ、吾々ノ希望デアッタノデアリマス、而シテ其當時吾々ハ政府案ニ對シテ修正意見ヲ出シタコトハ、無限責任ノミナラズ、保證責任ヲ認メヨト云フ意味ニ於テ、修正說ヲ出シタノデゴザイマス、是ハ政友會ノ諸君モ御同意見デアッタノデゴザイマス、尙ホ希望條件トシテ、損失補償ノ制度ヲ確立スルト云フコト、或ハ利率ヲ出來ルダケ最低ニセヨト云フコト、又必要ニ應ジテ低利資金ヲ融通セヨト云フコト等ヲ希望條件トシテ、私共ハ同意シタノデゴザイマス、所ガ今回ノ案ニ於キマシテハ、先程委員長ノ御説明ノ通り无限責任デアリシモノガ、無限責任ト、サウシテ保證責任ト、ニツ竝立スルコトニ相

成リマシタ、尙ホ補償ノ制度モ立ッタノデ  
ゴザイマス、吾々ハ尙ホ希望ヲ申セバ色々  
ゴザイマスケレドモ、併ナガラ先以テ此邊  
ノ程度ヲ以テ、日本ノ現在ノ状況ニ照シテ  
已ムヲ得ザルモノト見テ、茲ニ同意ヲ表ス  
ル次第アリマス、唯私ハ政友會ノ西方君  
ノ如クニ、徹頭徹尾反對ノ意味ノ贊成デナ  
クシテ、大體此邊デ宜カラウト云フコトニ  
デ、贊成ノ意味ガ多少違フコトニ御注意ヲ  
願ヒタイ

此處デ資金ノ問題ニナルノデゴザイマス、資金ハ大體二億圓デアルト云フコト  
デスガ、是ハドウ見テモ十分デアルトハ何人モ思ヒマセヌ、併ナガラ私ハ一度ニ五億  
モ六億モノ金ガ要ルトモ存ジマセヌ、負債整理組合ヲ作ルト云フ其事ガ、極メテ至難  
ナコトデアリマス、政府ハ一万二千ノ町村ノ中、六千町村ニ負債整理組合ヲ作ル必  
ガアルトノ意見デゴザイマスガ、私共ハ其點ニ付テハ明確ナル判断ヲ缺キマスガ、鬼  
ニ角負債整理組合ヲ作ルト云フコトハ、事  
頗ル容易デハアリマセヌカラシテ、非常ニ  
研究ヲ要スベキモノデハアルケレドモ、中  
中實效ヲ擧ゲ難イカラ、茲ニ二億圓ト大體  
融通資金ガ決ツ居リマシテモ、若シ今後負  
債整理組合ガ各村ニ、各部落ニ續々シテ起  
リマシテ、而シテ堅實ナル意味ニ於テノ資  
金ノ要求ガアリマシタ場合ニ於テハ、私ハ  
今ノ内閣ニシロ、如何ナル内閣ニセヨ、農  
村負債ノ實情ヨリ見テ、此二億ノ金ヲ三億  
ニモ、五億ニモ、或ル場合ニ於テハ十億ニ  
モシナケレバナラニ必要ニ迫ラレルデアラ  
ウト思ヒマスカラシテ、先以テ今度ニ二億圓  
デ我慢ヲスルコトデ宜シイト思フ、何モ實  
際ノ運用ニ於テ差支ガアリマセヌ「今必要  
ナンダヨ」ト呼フ者アリ」中々サウ急ニ出来  
ルモノデハナインデアリマス、オヤリナ  
ステ御覽ナサイ、次ニハ府縣及町村ニ補償  
ノ一部ヲ負ハセルト云フコトデアリマス、  
私ハ實際ニ於テ、若シ政府ガ同意シ得ル場

國家ガ補償スルト云フコトニ同意シテモ差  
支ナイト思ヒマス、併ナガラ實情ヲ御考ヘ  
下サイ、最初政府ノ意見ハ、全部ヲ國家  
ニ負ハセルト云フ意見デアフタヤウニ承<sup>タ</sup>  
ノデス、少クモ農林省ノ意見ハ——所ガ  
大藏大臣ハ同意シナイ、大藏大臣ノ今日  
マデノ御意見ハ、個人ノ負債ヲ整理スル  
ニ當<sup>タ</sup>テ、國家ガ之ヲ補償スルト云フコト  
ハ、根本的ニ反對デアルト云フコトガ、今  
ノ大藏大臣ノ御意見デゴザイマス、所ガ今  
度ハ御同意ニナッタ、併ナガラ全部政府  
ガ負擔スルヨリモ、府縣及町村ニ負擔セ  
シムルト云フコトニ依<sup>タ</sup>テ、ドウ云フ言葉ガ  
宜シイカ分リマセヌガ、所謂補償額ヲ少ク  
スルコトガ出來ルノデアリマス、若シ政府  
ガ全部補償スルト云フコトニナシテ、而シ  
テ之ヲ府縣ヲ經ズシテ町村ニ貸シタ場合ニ  
於キマシテハ、町村ノ自治體ガ此整理組合  
ニ於テ借入レタル負債ノ償却等ニ付テ注意  
ヲ怠ルコトハ、已ムヲ得ザル狀態デアルト  
私ハ思ヒマス、是ニ於テカ町村ニ對シテ  
モ、此補償額ヲ幾分ナリトモ負ハセルト云  
フ事柄ハ、負債ノ償還ヲ爲サシムルコトニ  
於テ、極メテ必要ナル意味モ存シテ居ルト  
私ハ思フノデアリマス、實ハ昨年臨時議會  
以前ニ、吾々民政黨ハ、少シ意味ハ違ヒマ  
スガ、小產者ニ對シテ——農業、林業、漁  
業ノ小產者ニ對シテ、其生産上必要ナル或  
ル程度ノ低利資金ヲ、町村ヲ經テ貸付ケタ  
イ、而シテ其場合ニ於テハ國モ府縣モ町村  
モ、或ル程度ノ補償ノ責任ニ任ズルト云フ  
方ガ、實際ニ於テ可能性ガアリト信ジマシ  
テ、九月ノ臨時議會ニ於キマシテ、此意味  
ノ低利資金ノ融通ヲ政府ニ向<sup>タ</sup>テ要求セン  
トシタノデアリシシタガ、其決議案ハ遺憾  
ナガラ思フ通りニ行カナカッタノデアリマ  
ス、即チ議ニ上ラナカ<sup>タ</sup>ノデアリマス、私  
共ハ地方ガ困<sup>タ</sup>テ居ル、殊ニ町村ガ困<sup>タ</sup>テ居  
ル際ニ於テ、將來ニ瓦リ幾分ナリトモ負擔

ヲ重クスルト云フコトハ、情ニ於テハ忍ビ  
ナイ點ガアルコトハ御同様デアリマス、併  
ナガラ今政府ノ言フ通り、四分ノ一、千五  
百万圓ヲ町村ガ負擔シ、其町村ノ數ガ六千  
ト假定致シマスレバ、千五百万圓ガ六千ノ  
町村ニ分割サレマスルカラシテ、即チ一町  
村平均二千五百圓ノ負擔ニナルノデアリマ  
ス、私ハ政府ノ六千ト云フ説ニハ同意スル  
コトハ出來ナイカラ、茲ニ判断出來マセヌ  
ガ、一町村平均二千五百圓デアリマス、其  
二千五百圓モ、是ハ一年、二年、三年ト云  
フ譯デハゴザイマセヌ、償還期限ガ相當ニ  
長イノデゴザイマスルカラシテ、若シ損失  
補償ヲスルト致シマシテモ、或ル特殊ノ場  
合ヲ除クノ外、大體ニ於テ十五年カ二十年  
ノ後ニナシテ補償額ガ決定スルノデゴザイ  
マスルカラシテ、今日ヨリ左程之ヲ憂フル  
必要ガナイト思ヒマス、私共ハ町村ニ此補  
償額ヲ幾分ナリトモ負ハセルト云フコトガ、  
事柄ノ實行上ニ於テ極メテ已ムヲ得ナイモ  
ノデアルト云フ意味ニ於テ、之ニ同意スル  
ノデゴザイマス、先程西方利馬君ガ反對ノ  
ヤウナ理由ノ一トシテ、政友會ノ昨年ノ案  
ニハ、農業者ノミナラズ中小商工業者モニ  
此整理組合法ニ加へテ整理セントシタモノ  
ガ、今回ハ全然是ガ除去シテアッテ、中  
商工業者ニ對シテ何等負債整理ノ方策ノ立  
タナイコトハ、遺憾デアルトノ御話ガゴザ  
イマシタ、是ハ私共其結果ニ於テハ同ジ考  
ガ、有ツテ居リマス、併ナガラ農村ノ負債ト  
中小商工業者ノ負債トハ、其性質ニ於テ、全  
然トハ申シマセヌガ、大體ニ於テ意味ガ違  
テ居ルト見ルコトガ、正鶴ヲ得テ居ルト信  
テ、一日モ早ク實行ニ着手センコトハ、是  
レ私共ノ要望スル所ノ一ツデアリマス  
更ニ考ヘナケレバナラヌコトハ、農村士  
木匡救事業ノ問題ニ付テモ、私一個人トス

レバ非常ニ不平ヲ持ッテ居ルノデアリマス、ソレハドウ云フ事デアルカト言ヘバ、農村土木匡事業ノ經費ノ振當ガ、實際地方ノ農村ノ實情ニ即セザル傾ガアリマス、之ヲ大キク申セバ、モウ少シ東北、北海道、北陸地方ニ重クシテ、關西、九州地方ニ於テ金額ヲ減ランテモ宜イヂヤナイカラム。考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジテ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコトヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト

ヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置

ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル

大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御

願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發

行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト

ヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置

ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル

大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御

願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發

行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト

ヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置

ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル

大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御

願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發

行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト

ヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置

ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル

大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御

願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發

行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト

ヲ、私ハ希望ノ一ツトシテ茲ニ申上ゲテ置

ク次第アリマス、以上ガ本案ニ賛成スル

大體ノ理由デアリマス。

此際私ハ政府及貴族院ニ對シテ、私ノ御

願ヲ申上ゲテ見タイト思フコトガアルノデ

ゴザイマス、農家負債ガドウシテ出來タ

カ、比原因ヲ色々調査致シマスルト云フ

ト、其理由ノ第一ハ、過去ニ過往テ批評ヲ

スルヤウニナリマスルケレドモ、大正七年

度ヨリ十二年度迄ノ間ニ非常ニ激増ヲ見タ

ノデアリマス、勿論農家ノ負債トシテノ調

査ハ、日本ニ何處ヲ調べテモアリマセヌ、

唯多少據ルベキモノハ、勸業銀行ガ年々發

行スル所ノ負債ニ關スル調査デアリマス、

ソレヲ見ルト云フト、大正六年未ノ推定不

動産抵當貸付金ハ十五億七千万圓ニアタ

ノデアリマス、不動産抵當貸付金ゴザイ

マスルカラシテ、是ガ強チ農村負債トハ申

シマセヌガ、六年ガ十五億七千万圓、ソレ

ガ大正十二年末ニナルト云フ、四十九億

一千万圓トナツテ居ルノデアリマス、是ハ

無論推定デゴザイマスルカラシテ、之ヲ全

然確カナモノトハ申シマセヌガ、是以上

ニ、之ニ關スル數字ハ日本ニナイノデゴザ

イマスルカラシテ、之ヲ信ズルヨリ外ハナ

ト、サウスルト云フ、大正六年ノ數字ハ

十二年ノ數字ヲ見ルト、七、八、九、

十、十一、十二、此六年間ニ三倍以上ニ不

動産抵當貸付増加シタコトハ、極メテ明確

テアリマス、我國ノ國債方此間ニ於テ激增

ト云フ考ヲ、達觀的ニ私ハ持ッテ居リマス、

此意味ヨリ推論致シマシテ、今回ノ負債整

理案ノ資金ノ融通ニ付キマシテモ、此點ニ

政府ハ深ク御考慮ヲ御拂ヒ下ス、地方ノ

經濟事情ニ應ジ、農村窮迫ノ事情ニ應ジ

テ、其資金ノ貸出ヲ適當ニ分配サレシコト



算外支出ノ分ガ三千九百二十九万餘圓デア

リマス

其次ニ昭和七年度ハ幾何デアルカト申シ  
マスルト、一千八百六十七万九千三十五圓  
デアリマス、其内譯ヲ申シマスレバ、一般  
會計ニ於テ第二豫備金カラ七百四十九万餘  
圓、特別會計ニ於キマシテ第二豫備金カラ  
八十一萬餘圓、ソレカラ豫備金外ニ於ケル  
豫算超過支出ノ分ガ千三十七万餘圓デアリ  
マス、其細目ハ議案ニ付テ御承知ヲ願ヒマ  
ス、委員會ニ於キマシテハ、何レモ此支出  
ハ已ムヲ得ザルモノデアルト認メマシテ、  
質問モ至テ少ク、滿場一致ヲ以テ全部承諾  
ヲ與ヘルト云フコトニ決定ヲ致シマシタ、  
此段御報告ヲ申上げマス(拍手)

○議長(秋田清君) 昭和五年度第一豫備金  
支出ノ件、外十件ハ、承諾ヲ與フルニ御異  
議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ  
提出致シマス、即チ、此際政府提出、農業  
動產信用法案及漁業法中改正法律案ヲ一括  
議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議  
ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ日程ハ變更セラレマシタ、農業動產信  
用法案、漁業法中改正法律案、此兩案ヲ一  
括シテ第一讀會ノ續ヲ開キヤス、委員長ノ  
報告ヲ求メマス——委員長庄晋太郎君

農業法中改正法律案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

漁業法中改正法律案(政府提出)  
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一農業動產信用法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

衆議院議長秋田清殿 委員長 庄晋太郎

報告書

一農業法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

衆議院議長秋田清殿 委員長 庄晋太郎

報告書

一農業法中改正法律案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十六日

衆議院議長秋田清殿

○庄晋太郎君 只今議題トナリマシタ農業  
動產信用法案竝漁業法中改正法律案ニ關ス  
ル委員會ノ經過並結果ヲ御報告申上げマス

○庄晋太郎君 只今議題トナリマシタ農業  
動產信用法案竝漁業法中改正法律案ニ關ス  
ル委員會ニ於キマシテハ、昨日ヨリ今日ノ  
二日ニ亘リマシテ慎重ニ審議致シタノデア  
リマス、先づ漁業法中改正法律案ヨリ審議  
ヲ始メ、次ニ農業動產信用法案ニ移リ、其  
審議ヲ致シマシタ、其經過竝ニ結果ノ大要  
ハ先づ漁業法中改正法律案ノ要旨ヲ申シマ  
スレバ、漁村經濟ノ更生ニ資スル爲メ、漁  
村中権團體タル漁業組合ノ機能ヲ整備擴充  
シ、新ニ組合員ノ經濟ノ發達ニ必要ナル共  
同施設ヲ行フ事ヲ得セシメント共ニ、漁業  
組合、同聯合會ニ出資制度ヲ認メ、又其責  
任組織ヲ明ニスル事、竝ニ時勢ノ變遷ト漁  
業ノ進歩トニ伴ヒマシテ、水產動植物ノ蕃  
殖保護、漁業取締ニ關スル事項、其他漁業  
權、入漁權ノ變更ノ手續等ニ關シ、多少ノ  
改正ヲ爲サントスルモノデアリマシテ、之  
ニ對シマシテ委員會ニ於テハ、漁業權制度  
ノ整備、殊ニ漁業權ノ存續期間ノ延長又ハ  
撤廢、漁業權取消等ノ場合ニ於ケル補償、  
金融ニ開スル問題等ニ付テ、重要ナル質問  
ガ發セラレタノデアリマス、政府ヨリハ、  
農業權ノ問題ハ重大ナ問題デアルカラ、根

○庄晋太郎君 只今議題トナリマシテハ、  
本改正法律案ノ要旨ヲ申シマス

本的ニ調査研究ノ必要ガアル、又補償ノ問  
題ニ付テハ、將來考究スル旨答辯ガアリ、  
又金融問題ニ付キマシテハ、本改正ノ結果  
漁業組合ノ内容ガ整備充實セラレタナラバ、  
漸次ニ解決ノ歩ヲ進メルコトガ出來ル旨ヲ

答辯セラレタノデアリマス、其詳細ニ亘リ  
マシテハ、速記録ニ依テ御覽ヲ願ヒマス

次ニ農業動產信用法案ノ要旨ヲ申シマス  
レバ、此法案ハ農漁山村ニ於ケル金融ノ狀況  
ニ鑑ミマシテ、農漁業者ノ擔保力ノ増加ヲ圖  
リ、其生產資金供給ノ圓滑ヲ期スルコトヲ目  
的トスルモノデアリマシテ、信用組合及漁業  
組合等ニ對シ特別ノ先取特權ヲ與ヘ、且ツ  
農業漁業用ノ重要ナル動產ヲ目的トスル抵  
當權ヲ取得セシメルノガ、本案ノ骨子デア  
リマス、之ニ對シマシテ委員會ニ於テハ、農  
業動產信用法ト云フ名稱ニ、漁業ヲ加ヘナ  
カタノハドウ云フ譯デアルカ、尙ホ勅令及  
命令事項ノ內容ハドウデアルカ、資金供給  
ニ付テ特に考慮ガナイカトノ質問ガアリマ  
シタ、政府ハ、法案ノ名稱ニ漁業ノ文字ヲ  
加ヘナカタノハ、林業畜産等ノ關係ガア  
リ、是ヲ加ヘルスト、名稱ガ餘り長  
クナルカラデ、別ニ他意ハナイ、之ニ對シ  
テ中村委員カラハ、畜產トカ林業トカ云フ  
ノハ、陸上ノ事デアルカラ、直グ農業ト關  
聯シテ考ヘラレルガ、水產ハ全ク關係ガ薄  
イ爲ニ、常ニ閑却サレル嫌ガアル、此邊ニ  
付テ相當喧マシク論議セラレタノデアリマ  
スガ、詰リ名稱ガ長クナルカラデ、又勅令  
意ハナイト云フコトデアリマシタ、法人ニ  
及命令事項ノ內容ニ付キマシテハ、法人ニ  
付テハ漁業組合ヲ勅令ヲ以テ指定シ、農業  
用動產ノ問題ニ付キマシテハ、牛馬、漁船、  
農業器械ノ大キナ物ヲ勅令ヲ以テ指定ス  
ル、資金ニ付テハ將來十分ニ考慮スルト云  
フ御答辯ガアリマシタ、其詳細ニ付テハ連  
記録ニ依テ御覽ヲ願ヒマス

最後ニ討論ニ入りマシテ、漁業法中  
改正法律案ニ付テ、重要ナル質問  
ノ整備、殊ニ漁業權ノ存續期間ノ延長又ハ  
撤廢、漁業權取消等ノ場合ニ於ケル補償、  
金融ニ開スル問題等ニ付テ、重要ナル質問  
ガ發セラレタノデアリマス、政府ヨリハ、  
農業權ノ問題ハ重大ナ問題デアルカラ、根

以テ本法ヲ可決致シマシタ、其希望條件ハ  
一、漁業權ノ存續期間ヲ相當延長シ又其  
更新制度ヲ延長制度ニ改正シ以テ漁業  
權ニ確實性ヲ加ヘシメ金融上ノ不安ヲ  
除去セシメラレタシ

三、本法第二十四條ニ依ル漁業權ノ處分  
ニ對シ補償制度ヲ確立シ以テ權利者ノ  
不安全損失ヲ一掃セシメラレタシ

ヲ改革シテ漁業及經濟施設ノ充實ヲ期  
シ以テ漁村更生ノ中心トシテ其效果ヲ  
發揮スル爲メニハ充分ナル金融ノ之ニ  
伴フヲ必要トス仍テ政府ハ今後一層漁  
業組合竝同聯合會ニ對シ金融疏通ノ途  
(ヲ講セラレタシ)

此三ツノ希望條件ヲ附シマシテ、滿場一致  
致原案ヲ可決致シマシタ次第デアリマス  
次ニ農業動產信用法ニ付キマシテモ、  
同様原案ヲ贊成セラレマシテ、採決ニ入  
リ、滿場一致ヲ以テ可決致シタ次第デアリ  
マシテ報告ヲ終リマス(拍手)

○議長(秋田清君) 兩案ノ第二讀會ヲ開ク  
ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○上田孝吉君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開  
キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通  
リ可決セラレントコトヲ開クニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議  
アリマセヌカ

○前長(秋田清君)、別ニ御發議モアリマセ  
又、第三讀會ヲ省略シテ、兩案共委員長報  
告ノ通リ可決確定致シマシタ(拍手)

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ  
提出致シマス、即ち此際政府提出、震災被  
害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル法  
律案ヲ議題ト爲シ、委員長ノ報告ヲ求メ、  
其審議ヲ進メラレントコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

震災被患者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等ニ關スル法律案ノ第一讀ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長八田宗吉君

震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等  
ニ關スル法律案  
報告書 第一讀會ノ續(委員長報告)  
一震災被害者ニ對スル租稅ノ免除猶豫等  
ニ關スル法律案(政府提出)  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和八年三月十六日

卷之三

衆議院議長秋田清殿  
委員長

希望條項

政府ハ災害ノ甚大ナルニ鑑ミ之力復舊復興ノ爲速ニ追加豫算ヲ提出スヘシ

八田宗吉君略

本宗吉君

報告致シマス

事ノ選舉ヲ行

慎重審議

リマス、其

ト、委員長

小野寺章君

君、大島寅吉君、右四君が御當選ニナリマシテ、政府委員ノ出席ヲ求メ、慎重審議、本案ニ付キマシテ質問ヲ致シマシタ所、本案ハ去ル三月三日三陸沿岸ニ起リマシタ所ノ大震災大海嘯ニ因ル被害者ニ對シマシテ、法律ヲ以テ此際免稅ヲスルト云フ法案ニアリマス、是ハ政府ノ説明スル所ニ依リマスルト、去ル昭和二年三月ニ丹波丹後方面ニ起リマシタル震災當時ニ於テ執リマシタ處置ト、同一ノ法律ヲ以テ此際免稅ヲ致スノデアル、從來ハ――即チ昭和二年以前ニ於キマシテ、關東大震災ガアツタノデアリマスガ、其以前ニ於ケル免稅ト云フコトニ付テハ、唯、地租ノミニ止<sup>フ</sup>居<sup>タ</sup>ノデアリマスガ、昭和二年ノ丹波丹後ノ震災ノ際ニ於キマシテハ、大正十二年ノ關東大震災ニ對スル斟酌上、更ニ所得稅、營業稅、酒稅ハ七万圓位、地租ハ五万五千圓位、アトハモソレヲヤルノデアル、總額ハマダハ<sup>キ</sup>リシナイケレドモ、大體ニ於テ三十萬圓デアル、其金額ノ主ナルモノヲ云フト、所得稅額ニアリ、總計一十九万三千圓バカリデアル、精細ナコトハ分ラヌケレドモ、大體此位ノ金額デアルト云フ政府ノ答辯デアリマシタ、之ニ付キマシテ各委員ヨリ致シマシテ、同ジ月デアツテモ、丹波丹後方面ノ三月ト、東北方面ノ寒冷地ノ三月トハ、實情ガ違テ居ル、今ヤ零點下十度内外ノ寒冷ガ毎日續イ思ヒ遣ラル、次第デアルカラ、同一例ヲ以テ之ヲ律スルコトハ、其當ヲ得ナイデハナカニカ、又關東震災ノ際ニ當<sup>フ</sup>テハ、保険ノ施シタ、關東震災ノ當時ハヤツタケレドモ、丹波丹後ノ際ニハ致サナカッタ、今回ハ生

命保険、火災保険等ニ對シマシテハ、特ニ施設スル所ガアツテモ宜シイデハナイカト云フ質問ガアツノデアリマスルガ、之ニ對シテハ、政府ハ特ニ考慮ヲ費シテ、成ベク希望ニ副フヤウナ方法ヲ講ズルト云フ答辯ガアツタノデアリマス、又内務省方面ニ對シマシテ、特ニ此岩手縣ト青森縣トハ、目下第八師團トシテ、満洲ニ出征シテ居ル兵士ヲ出シテ居ル處デアル、陸軍ニ於テハ之ニ對シテ金ヲ醵出シテ出征軍人家族ヲ救ヒ、又在郷軍人會等ニモ救濟ヲ爲シタト云フヤウナ施設ヲ致シタノデアルカラ、内務省等ニ於テモ何等カノ方法ヲ以テ、政府トシテモ特ニ温イ施設ヲ以テ、之ニ對策ヲ講ズル必要ガアルデハナイカト云フ質問ガアツタノニ對シマシテモ、ソレドヽ目下調査研究中デアッテ、御希望ニ副フヤウニ努メヨウト思フ、斯ウ云フ答辯デアツノデアリマス、斯様ナ質問應答ガ交サレマシテ、遂ニ討論ニ入りマシテ、菅原傳君ヨリマシテ、諸般ノ希望ヲ御述ベニナリマスシタガ、特ニ希望條項トシテ斯様ナ御提議ガアツタノデアリマス

○田子一民君 極めて簡単ニ、只今議題ニナリマシテ法律案並ニ附帯希望決議ニ對シマシテ、贊成ノ意思ヲ表明致シタイト思ヒマス、租税ノ免除猶豫等ニ關シマスル法律案ハ、負擔力ナキ者ニ免税ヲ致シ、猶豫ヲ致スノデアリマスルカラ、是ハ當然過ギル程當然デアリマシテ、特ニ言辭ヲ用ヒシテ贊成ヲ致ス者デアリマス、希望決議ニ至リマシテハ、只今委員長御報告ノ如ク、慘害ノ甚大ナルニ鑑ミ、復舊復興ニ關スル追加融資算提出ヲ求メラレタノデアリマスガ、今回ノ海嘯ハ、其被害ノ程度ニ於キマシテ、死者、行方不明等四千百、流失、焼失、全壊家屋一万一千ヲ超エテ居ルノデアリマス、而モ漁民ト致シマシテ、日常生活ノ根本ト致マスル所ノ漁船ハ、税金ノ關係デ八千トナツテ居リマスルケレドモ、實際ハ此五割増ヲ算スル程ノ多大ナル損害ヲ受ケ居ルノデアリマシテ、特ニ漁具、漁網等ニ至リマシテハ、算スル所ヲ知ラヌト云フ悲惨ナリマス、東北ノ内青森縣ハ凶作ガ一年續キマサニ付キマシテ、岩手縣ハ現在銀行ガ破綻ヲ致シ、預金額七千万圓ト稱セアリマス、宮城縣モ比年水害等ニ懼アリマス、岩手縣ハ凶作ガ一年續キマサニ付キマシテ、三縣ハ財政極メテ窮乏ヲ告ゲテ居ルノデアリマス、此三縣ハ財政的ニモ、經濟上ニモ、渾ニ悲慘ナル狀態ニ在リマシタニラレテ居リマス、岩手縣ハ凶作ガ一年續キマサニ付キマシテハ、政府ハ宜シク單ニ復舊ト云フ消極的ノ豫算バカリデナシニ、復興ヲ含マレタル意味ノ豫算ヲ速ニ提出セラレズ、今回斯ノ如キ重大ナル慘害ヲ受ケマシタニ付キマシテハ、政府ハ宜シク单ニアリマス(拍手)若夫レ此復舊復興ニ、一日モ早ク手ヲ染メナケレバ、徒ニ徒食ヲ獎勵致スコト、相成リマシテ、救助米ニ依テ露命ヲ繋グト云フコトニナリマシテ、社會主義政策上沟ニ遺憾ノコトニ思ヒマスルカラ、政府ハ宜シク此希望決議ノ趣意ヲ體セララマシテ、速ニ復興竝ニ復舊ニ關シマスル殘

○議長(秋田清君) 内ヶ崎作三郎君  
(内ヶ崎作三郎君登壇)  
○内ヶ崎作三郎君 私モ本案ニ對シテ贊成ノ意ヲ表スルノデアリマス、委細ハ田子君ヨリ述ベラレマシタ通りデゴザイマス、私ヨリ敢テ繰返ス必要ハナインゴザイマス、私政府ガ速ニ本案ヲ提出セラレマシタト云フコトハ、私共罹災地ニ關係アル者ノ特ニ感謝スル所デゴザイマス、但シ本案ハ總テ皆命令ニ依テ之ヲ行フコト、ナツテ居ルモノデゴザイマスルカラシテ、當局ニ於カレマシテ、本案ヲ施行スルニ際シテハ、罹災者ニ對シテ甚大ナル同情、思遺リノ念ヲ起サレマシテ、ソレニ依テ本案ヲ施行セラレシコトヲ希望スルノデアリマス、尙ホ此際附加ヘテ申述ベタイコトハ、御承知ノ如ク三陸海岸ハ、世界第一ノ漁場デゴザイマシテ、世界第一ノ水產國デアル所ノ我ガ帝國ノ、運命ノ懸フテ居ル主ナル地點デアルト思フノデアリマス、然ルニ此地方ハ五十年ニ一回、或ハ三十數年ニ一回ト云フヤウニ、周期的ニ大震害、隨ヒマシテ大海嘯ノ災害ヲ被リマスコトハ、洵ニ遺憾ニ堪ヘナイ次第デゴザイマスルガ、之ニ對スル恒久策ハ、追テ私共提案致シマシテ、皆サン方ノ御協賛ヲ願フ機會モアルダラウト思フノデゴザイマスルガ、兎ニ角ニ陸東海岸百數十里ニ瓦リマシテ、多クノ漁民ハ船ヲ失ヒ、漁具ヲ失ヒ、又活動ノ中心タルベキ所ノ幾ト云フヤウナ、悲慘ナル狀態ニ在ルノデゴザイマスルカラ、政府當局ニ於カレマシテハ、速ニ追加豫算ヲ本議會中ニ提出セラレマシテ、是等ノ人々救濟スルト共ニ、ソ

レ等地方ノ水産業ノ復興ヲ圖リ、又將來ノ災害ニ對スル豫防ノ手段ト致シマシテ、相當ノ御努力アランコトヲ希望致シマシテ、本案ニ對スル賛成ノ趣旨ト致スノデアリマス、終リニ臨ンデ、此度ノ災害ニ付キマシテハ、上ハ、皇室ヨリ、下一般國民ニ至ル迄、非常ナル同情ヲ垂レラレマシタルコトヲ感謝スルノデアリマス、又我ガ同僚各位ヨリモ、多大ナル所ノ義金ヲ寄セラレツ、アルト云フコトニ對シマシテモ、併セテ感謝ノ意ヲ表スル次第デアリマス(拍手)○議長(秋田清君)菊池良一君

○議長(秋田清君) 御異議ナント認メマサ  
ス、仍テ直チニ第一讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

○震災被災者ニ對スル租税ノ免除猶豫等ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此際日程第十二乃至第十七ヲ繰上げ上程シ、逐次其審議ヲ進メラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリバセヌ

一 刑事訴訟法中改正法律案（原夫次郎君  
外九名提出）右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十四日

衆議院議長秋田清殿 委員長 飯村 五郎  
報告書

一 刑事訴訟法中改正法律案（原夫次郎君  
外十名提出）右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也

昭和八年三月十四日

○菊池貞一君 只今上程セラレマシタ法律案ニ對シ賛成ヲ致ス者デアリマス、田子君、内ヶ崎君カラ申サレマシタ通り、今回ノ震災ノ災害ハ、洵ニ同情ニ堪ヘナイモノガアルノデアリマス、私モ先般此災害地ヲ實際視察慰問致シマシテ、洵ニ同情致シマシタ、之ニ對シテ政府ガ復舊ノ豫算ヲ提出セラレタルコトハ、洵ニ感謝スル次第デアリマス、故ニ私ハ此問題ニ付キマシテハ、色々マダ希望モアリマスル、即チ復舊ノミニラズ、將來又繰返サレル此災害ニ對シテ、豫防ノ方法ヲモ講ジテ戴キタイト云フ希望ヲ有フテ居リマスルガ、兎モ角此案ニ對シテハノ意ヲ表明致シマス(拍手)。

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマスノ意ヲ表明致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ハ終局致シマシタ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマスノ意ヲ表明致シマス(拍手)

セヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

昭和八年三月十四日  
委員長 飯村 五郎  
報告書  
衆議院議長秋田清殿  
〔議長退席、副議長著席〕  
（飯村五郎君登壇）  
委員長 飯村 五郎  
○飯村五郎君 只今議題ニ供セラレマシタル法律案ニ付テ、委員會ニ於ケル審議ノ經過竝ニ結果ニ付キ、努メテ簡潔ニ御報告申上ゲ、詳細ハ之ヲ速記録ニ譲ルコトニ致シマス、第一、刑事訴訟法中改正法律案、現行訴訟法ハ人權尊重ノ趣旨ヨリ致シマステ、被告人ニ對スル勾留期間ハ、先づ之ヲ二箇月ニ抑ヘ、而シテ特ニ必要ナル場合ニ限リマシテ、之ヲ繼續スルト云フコトノ規定ニ相成テ居リマス、然ルニ斯ノ如ク相成テ居ルニモ拘ラズ、之ヲ運用致シマスル者、其局ニ當ル者ノ取扱ノ實情ヲ檢討致シマスレバ、甚ダ吾人ノ意ヲ得ナイ點ガ少

○議長 秋田清君) 御異議ナシト認メ  
ス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部  
ヲ議題ト致シマス

震災被害者ニ對スル租税ノ免除猶豫等  
ニ關スル法律案 第二讀會(確定議  
提出致シマス、即チ此際日程第十二乃至第  
十七ヲ繰上ゲ上程シ、逐次其審議ヲ進メタ  
レシコトヲ望ミマス

○議長 秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議  
ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリ  
マセヌカ

アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長 秋田清君) 御異議ナシト認メ  
ス、日程第十二、原夫次郎君外九名提出、  
斯、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、日程第十三、原  
夫次郎君外十名提出、刑事訴訟法中改正法律案、  
日程第十四、中野勇治郎君外九名提出、  
夫次郎君外十名提出、民事訴訟法中改正法律案、右三案ヲ  
括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ  
報告ヲ求メマス——委員長飯村五郎君  
第一讀會ノ續(委員長報告)

第十二 刑事訴訟法中改正法律案(原  
夫次郎君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十三 刑事訴訟法中改正法律案(原  
夫次郎君外十名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第十四 民事訴訟法中改正法律案(原  
野勇治郎君外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

（原夫次郎君）  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和八年三月十四日  
衆議院議長秋田清殿 告書  
一、民事訴訟法中改正法律案（原夫次郎君  
外十名提出）  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和八年三月十四日  
衆議院議長秋田清殿 告書  
一、民事訴訟法中改正法律案（中野勇治郎  
君外九名提出）  
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致  
候此段及報告候也  
昭和八年三月十四日  
委員長 飯村 五郎 告書  
衆議院議長秋田清殿 告書  
（飯村五郎君登壇）  
〔議長退席、副議長著席〕  
○飯村五郎君 只今議題ニ供セラレマシタ  
ル法律案ニ付テ、委員會ニ於ケル審議ノ經  
過並ニ結果ニ付キ、努メテ簡潔ニ御報告申  
上ゲ、詳細ハ之ヲ速記録ニ譲ルコトニ致シ  
マス、第一、民事訴訟法中改正法律案、現  
行訴訟法ハ人權尊重ノ趣旨ヨリ致シマシ  
テ、被告人ニ對スル勾留期間ハ、先づ之ヲ  
二箇月ニ抑ヘ、而シテ特ニ必要ナル場合ニ  
限リマシテ、之ヲ繼續スルト云フコトノ規  
定ニ相成テ居リマス、然ルニ斯ノ如ク相  
成テ居ルニモ拘ラズ、之ヲ運用致シマス  
ル者、其局ニ當ル者ノ取扱ノ實情ヲ検討致  
シマスレバ、甚ダ吾人ノ意ヲ得ナイ點ガ少

クナイノデアリマス、即チ特ニ已ムヲ得ザ  
ル必要アル場合ニ、例外的ニ繼續規定ヲ認  
メテ居ルノデアリマスルガ、殆ド二箇月ノ  
勾留期間ヲ更新スルト云フコトガ寧ロ通例  
デアリマス、是ガ原則ナルカノ如キ感シヲ  
致サザルヲ得ナイノアリマス、故ニ此弊  
ヲ改メ、勾留スル場合ニハ決定ヲ以テスル  
ト云フコトニナゾ居リマスルガ、是モマ  
ダ現行法ガ改正セラル、當時ニ於キマシ  
テハ、即チ四十五議會ニ於キマシテハ、更  
新スル場合ニハ詳細ナル理由ヲ附ケル、斯  
様ニ當時政府ハ言明致シタノデアリマスル  
ガ、今日ノ實狀ハ、決定書ニ理由ヲ附サゞ  
ルノミナラズ、更新スルコトヲ以テ原則ナ  
ルカノ如キ現狀ニ到達致シテ居ルノデアリ  
マス、此弊ヲ救ハシガ爲ニ、即チ決定書ニ  
ハ必ず詳細ナル明確ナル理由ヲ附セ、而シ  
テ更新スル場合ニ於キマシテハ、一箇月以  
内ニセヨ、是ガ本案ノ要旨デアリマス  
更ニ現行民事訴訟法ニ依リマスト、判事  
ガ裁判ニ對シテ偏頗ノ虞アル場合ニ於キマ  
シテハ、辯護人ハ之ヲ忌避致ス權能ヲ付與  
致サレテ居ルノデアリマス、裁判ノ公正ヲ  
保持スル意味ニ於キマシテ、洵ニ當然ノ規  
定デアリマス、然ルニ其忌避申立ニシテ、  
徒ニ訴訟ヲ遲延セシムル目的デアルト云フ  
コトヲ、忌避サレマシタル判事ガ認メマシ  
タ場合ニハ、其申立ヲ却下スルト云フ第二  
十九條ノ規定ガ存スル爲ニ、此規定ヲ濫用  
サレ、辯護人竝ニ被告人其他ノ關係人ニ付  
與致サレテ居リマスル、裁判ノ公正ヲ保持  
スル意味ニ於キマスル此忌避ノ申立權能ト  
云フモノハ、無視致サレルノデアリマス、  
此弊ヲ救ハントスルノガ即チ第二案改正案  
ノ趣旨デアリマス  
次ニ第三案、民事訴訟法中改正法律案ハ、  
現行法ニ依リマスレバ、區裁判所ノ判決ニ  
ハ其理由ヲ書カヌデモ宜シトイ云フコトニ相  
成、テ居リマス、是ガ宜シクナイ、區裁判所  
ノ判決タルト、大審院ノ判決タルト、等シ

ク 陛下ノ御名ニ於テ御裁判ナサル判決デ  
アル、甲乙アルベカラズ、判決ニ理由ナク  
ンバ、關係人ハドウシテ其判決ニ心服ガ出  
來ルデアラウカ、其判決ニ心服ガ出來ナイ  
結果、往々ニシテ控訴、上告、此濫訴ノ弊  
ヲ續出致シテ居ル、此弊ヲ救ハントスルノ  
ガ即チ第三案立法ノ趣旨デアリマス、即チ  
區裁判所ノ判決ト雖モ、判決ニハ理由ヲ書  
カナケレバイカヌ、是ガ第三案改正ノ要旨  
デアリマス、而シテ三案トモ政友會竝ニ民  
政黨、國民同盟ノ多數ノ有志諸君ニ依テ  
御提案ニナラレタ法案デアリマス、委員會  
ヲ開クコト三回、委員間ニ於キマシテハ、  
殆ド質疑應答ノ必要ヲ認メナカッタノデア  
リマス、委員諸君ハ主トシテ、殆ド大部分  
ハ政府當局ニ對シ質問ヲ致シタノデアリマ  
ス、政府ノ答辯ハ一言ニシテ盡シマスレバ、  
必シモ現行法ヲ改正スルノ必要ヲ認メナイ、  
法運用ノ妙ハ其人ニアルノデアルカラ、本  
案ニ對シマシテハ、遺憾ナガラ贊成ノ意ヲ  
表スルコトガ出來ヌ、斯様ナ答辯ヲ致サレ  
タノデアリマシタガ、委員會ニ於キマシテ  
ハ、滿場一致ヲ以テ、三案トモ何レモ可決  
致シマシタ、本會ニ於キマシテモ、何卒満  
場一致可決セラレンコトヲ切望致ス次第デ  
アリマス(拍手)

昭和八年三月十五日 委員長 竹内友治郎  
衆議院議長秋田清殿  
〔別紙〕

度量衡法中左ノ通改正ス  
第六條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ  
在ラス

第十二條、第十六條及第十七條中「販賣  
ノ免許ヲ受ケタル者」ヲ「販賣ノ業ヲ營ム  
者」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器  
ノ製作、修復又ハ販賣ノ業ヲ營ミタ  
ル者

附 則

本法施行ノ期日ハ、勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(竹内友治郎君登壇)

○竹内友治郎君 貞今議題ニナッテ居リマ  
スル三案ノ委員會ニ於ケル經過及結果ヲ御  
報告致シマス、此三案ハ議論内ニ於ケル三  
派カラ御提出ニナリマシテ、何レモ少シモ  
違ハナイ同一ナ案デゴザイマス、其趣意ハ  
今日總テノ民衆ガ、殆ド常用致シマスル體  
温器、或ハ「メートル・グラス」ト云フモノ  
ハ、家庭ニ極メテ必要デアルニ拘ラズ、度  
量衡法ノ取締上ノ手續ガヤカマシイ爲ニ、  
總テノ藥種屋デ誰モ賣テ居ルト思フノニ、  
是ガ現在ハ賣ラレテ居ラヌノデアル、ソレ  
ヲ何處ノ藥種屋デモ買ヘルヤウニ致シタイ  
ト云フコトガ、此三案ノ趣旨デゴザイマス、  
所ガ提案サレタル條文デハ、實際法規ノ  
上ニ於テ運用ガ付キ兼ネルト云フコトガ、  
タ次第デアリマス、其修正案ヲ茲ニ朗讀致  
シマス

度量衡法中左ノ通改正ス  
第六條ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ勅令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ  
在ラス

第十二條、第十六條及第十七條中「販賣ノ免許ヲ受ケタル者」ヲ「販賣ノ業ヲ營ム者」ニ改ム

第十四條第一號ヲ左ノ如ク改ム  
一 第六條ノ規定ニ違反シテ度量衡器  
ノ製作、修覆又ハ販賣ノ業ヲ營ミタ  
ル者

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
此修正案ヲ提出致サレマシテ、委員會ニ於  
テ慎重審議ノ結果、政府ニ於テモ同意致サ  
レマンシタノデゴザイマスカラ、委員會ハ滿  
場一致ヲ以テ可決致シマシタ、斯ウ云フ次  
第デゴザイマスルガ故ニ、此委員會ノ可決  
通り御費成アラソコトヲ御願致ス次第ゴ

道 徒 獲 历

○國語長 植原悦一(貢著) 球員長 菊作  
三案ヲ併合シテ一案トシテ修正議決シタモ  
ノデアリマス、三案ノ第二讀會ヲ開クニ御  
異議アリマセヌカ

○副議長植原悦二郎君 御異議ナシト認  
メマス、三案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシ

○上田孝吉君 直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通り、

可決セラ レンコトヲ望ミマス  
○副議長(植原悦二郎君) 上田君ノ動議ニ  
御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○副議長植原悅二郎君 御異議ナシト認  
メマス、直チニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議  
案全部ヲ議題ト致シマス

度量衡法中改正法律案

度量衡法中改正法律案 第二讀會(確定議)

度量衡法中改正法律案 第一讀會(確定議)

第二讀會（確定議）

官報號外 昭和八年三月十七日

○副議長(植原悦二郎君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り、可決確定致シマシタ(拍手)——日程第八及第九ハ同種議案ナルニ依リ一括議題

ト爲スニ御異議アリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

法案、日程第九、穀類搗精製粉取締法  
一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提  
ノ趣旨辯明ヲ許シマス——荒川五郎君

第八 穀類搗精製粉取絲法案（荒川五郎君外二名提出） 第一讀會  
 第九 穀類搗精製粉取絲法案（山本莊一郎君外二名提出） 第一讀會

卷之二

**製類**摺精製粉取締法案  
**穀類**鴉片製粉取締法

穀類栽培農業技術

類ノ搗精又ハ製粉ニハ砂土、石粉其ノ  
他液類等ヲ混入スルコトヲ得ズ但シ大  
麥及高粱ヲ搗精スル爲ニ之ヲ水ニ浸ス  
ハ比ノ限ニ在ラズ

第三條 捣精、製粉シタル穀類又ハ搗精、  
製粉セザル穀類ト雖モ食用ニ供スル目

的ノモノハ之ニ砂土、石粉其ノ他液類等ヲ混入スルコトヲ得ズ

シテ搗精又ハ製粉シタル穀類ハ食用ニ供スル目的ヲ以テ之ヲ所持シ若ハ販賣シ又ハ輸入シ若ハ移入スルコトヲ得ズ第五條 前三條ノ規定ニ違反シタル者ハ

五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス  
穀類搗精製粉取締法案

第一條 本法ニ於テ穀類ト稱スルハ米、麥、粟、黍、高粱ヲ謂フ

類ノ搗精又ハ製粉ニハ砂土、石粉其ノ  
他液類等ヲ混入スルコトヲ得ズ但シ大  
麥及高粱ヲ搗精スル爲ニ之ヲ水ニ浸ス  
ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 搗精、製粉シタル穀類又ハ搗精、  
製粉セザル穀類ト雖モ食用ニ供スル目  
的ノモノハ之ニ砂土、石粉其ノ他液類  
等ヲ混入スルコトヲ得ズ

第四條 砂土、石粉其ノ他液類等ヲ混入  
シテ搗精又ハ製粉シタル穀類ハ食用ニ  
供スル目的ヲ以テ之ヲ所持シ若ハ販賣  
シ又ハ輸入シ若ハ移入スルコトヲ得ズ

第五條 前三條ノ規定ニ違反シタル者ハ  
五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第六條 豫メ主務官廳ノ許可ヲ得タルモ  
ノニ付テハ本法ハ之ヲ適用セズ

〔荒川五郎君登壇〕

○荒川五郎君 穀類搗精製粉取締法提案ノ  
理由ヲ簡單ニ説明致シマス、諸君、近年學理  
研究ノ進歩ト、其實際化ノ發達ニ伴ヒ、草  
木花卉果實等ノ食物タル肥料ニ付テハ、銳意  
モ諸君ノ御承知ノ通リデアリマス、然ルニ  
トハ、多ク其品種ノ改良セラレタルヲ以テ  
單り最モ大切ナル人間ノ肥料タル日常ノ食  
物ニ付テハ、唯單ニ其嗜覺ヤ外形等ノコ  
トニ關シテハ相當ニ技巧ヲ凝ラシ、人ノ味  
覺ヲ唆ルヤウナ研究ハ進ンデ居リマスガ、  
唯最モ重要ナ人間榮養ノ根本タル主食ニ  
付テハ、更ニ研究進歩ヲ見ザルノミカ、却  
テ反對ニ不良化シ、惡習慣ニ流レツ、アル  
コトハ、實ニ逆施倒行ノ甚シキモノデアリ  
マシテ、我ガ民族ノ長養、國力ノ强大ヲ期  
スベキ上ニ於テ、國家ノ爲メ、洵ニ大遺憾  
事ト謂ハネバナリマセヌ

抑、我ガ主食料タル米ハ、吾等日本人ニ  
最モ適當デ、且ツ最モ必要ナ榮養分ヲ完全  
ニ包有スル天與ノ賜物デ、所謂瑞穂ノ美穀  
デアルニ拘ラズ、此理想的榮養ノ米ヲ、故  
キ去ラテ居ルノミナラズ、尙ホ更ニ白土ヤ石  
粉ナドヲ加ヘテ之ヲ搗精シマスル爲ニ、此  
搗粉タル混合物ヲ十分ニ除キ清メル必要  
上、徹底的ニ之ヲ磨洗ヒ、即チ淘洗セナケ  
レバナリマセヌカラ、益養分ヲ棄テ去ル  
ノミデアリマス、此不合理、不經濟、不衛  
生ノ弊習ハ、今ヤ實ニ迄ナトシテ津々浦々、  
山間避地モ全ク例外ナク、廣ク全國ニ行ハ  
レテ居ルノデアリマス、斯様ニシテ其棄テ  
ラレ、失ハレタ營養分ハ、是非トモ人身ニ  
極メテ必要デアルノデアリマスカラ、已ム  
ナク之ヲ他ノ鳥獸魚肉等、諸種ノ副食物力  
ヲ攝ラネバナリマセヌ、爲ニ非常ナ不經濟  
ニ陥リ、自ラ求メテ一般ノ生活費ヲ増加シ、  
家計ノ困難ヲ加ヘテ居ルト云フコトハ、實  
ニ奇怪千萬ト謂ハネバナリマセヌ、加乙是  
ガ爲ニ人身ノ發達ヲ害シ、疾病倦弱ヲ招キ、  
舉術ヤ作業等人ノ能率ヲ減損シ、醫藥休養  
ヲ要スルコトガ少クナイ、ソレ等一般ノ惡  
影響、惡結果ハ、中々容易ナラヌモノガア  
リマシテ、此位不可解、不合理、無思慮ノ  
甚シキモノハ他ニアルマトイ思ハレマス、  
然ルニ世間多クハ恬トシテ之ヲ顧ミナイ状  
況デアルコトハ、國家民族ノ前途ノ爲ニ甚  
ダ歎カハシイ次第デアリマス

諸君近來日本人ハ、非常ニ著物ヲ重不テ  
厚著ラスルヤウニナリシタ、是ハ皮膚ガ弱  
クナックタ爲メデアリマス、皮膚ガ弱クナック  
タハ、身體筋肉ガ弱クナックタニ由ルノハ言  
フマデモアリマセヌ、又齶齒ハ、元ハ非常  
ニ少カクタノガ年次激増シテ、今ヤ世界ノ惡  
齒國トナリマシタガ、其齒ノ惡イト云フノ  
ハ、即チ身體ノ中ノ筋骨ガ惡クナックタ現ハ  
レデアルノデアリマス、斯様ニ身體皮膚ガ  
弱クナリ、骨肉機能ガ脆クナックテ、是デドウ  
シテ健全強壯ナ精神身體ヲ保ツコトガ出來  
マセウカ、即チ從來殆ド聞カナカッタ兵士ヤ  
學生ノ、夏ノ日ニ日射病ニ罹ル者ガ近年  
益々增加致シ、又神經衰弱「ヒステリー」近視

弱視者ガ非常ニ殖エ、更ニ近頃マデ無カタ  
ノ病人ガ滔々シテ殖エマシテ、統計ノ示  
ス所ニ依レバ、我國兒童ノ死亡率ハ世界第  
一デアリ、又學校醫ノ言フ所ニ依レバ、學  
生ノ四割ハ初期ノ肺病ニ罹テ居ルトノコ  
トデアリマス、「エー、エフ、トーマス」ト  
云フ人ハ、我ガ日本ヲ病人市場「シック・マ  
ケット」ト酷評シテ居ルデハアリマセヌカ、  
是デヘ外ニ對シテ強イ國民モ、内カラ衰ヘ  
ハシマスマイカ、洵ニ憂慮痛心ニ堪ヘナイ  
次第デアリマス、此原因ハ米ヲ搗イテ、榮  
養ニ必要ナ部分ヲ取去ブタ、白米ヲ常食トス  
ル當然ノ結果デアリマシテ、博士専門家中、  
白米ガ人體ニ及ボス影響ノ恐シキコトヲ説  
イテ居ル者ハ隨分少クアリマセヌ、中ニモ  
戸出博士ノ如キハ、白米亡國論ヲ公ケニシ  
テ居ルノデアリマスガ、是等學者ノ說ク所  
ヲ俟マデモナク、實際ニ於テ其影響結果ハ  
既ニ明白デアリマシテ、糠トシテ取去ル部  
分ニ榮養健康分ノアルコトハ、今日健康劑  
ノ賣藥トシテ盛ニ行ハレテ居リマスル中  
ニ、糠ヲ主要原料トシテ居ル賣藥ハ、私  
ノ知テ居ルダケデモ四十餘種ノ多キニ  
及ンデ居ルノデアリマス、日々只デ直キ  
ニ食ベラレル米ノ糠ヲ、故ラニ取去ブテ、  
サウシテ一方ニ之ヲ高イオ金ヲ出シテ、  
榮養ノ藥、健康ノ藥トシテ買ウテ居ルト云  
フコトハ、如何ニモ矛盾無意義ノ甚ダンキ  
モノデハアリマセヌカ、是ハ直チニ文字カ  
ラ見テモ直グ分リマス、糠ト云フ字ハ米偏  
ニ健康ノ康ト書イテアル、米ノ健康分テア  
ル糠ヲ取去タ白米ハ米ノ粕デアリマス、即  
チ米偏ニ白イト云フ字ハ、粕ト讀ムノデア  
ル、斯様ナ次第デ、今ヤ我ガ國民ハ日々米  
ノ粕バカリヲ食べテ、我ガ民族トシテ漸次  
人間ノ粕ニナリツ、アルコトハ實ニ看過ス  
ベカラザル國家民族重大事ト思フノデアリ  
マス(拍手)

コトハ、是ハ實ニ亂暴ノ極ミデアリマス、大切な人間ヲ養フ日々ノ生命糧タル大切サヲ顧ミナイデ、不合理千萬ニモ左様ナ毒物ヲ混入シテ居ル、是ガ爲ニ多少ノ時間ヲ節約スルトカ、或ハ一部ノ人ガ利益ヲ得ルトカ云フヤウナコトハ、是ハ我ガ民族上ノ重大問題ニ對シテハ寸毫モ問題ニアラヌコトデアリマシテ、此搗粉ハ主成分ガ硅素ヨリ成ルモノト「カルシウム」カラ成ルモノトノ二種アリマシテ、硅素性搗粉ノ入ヲタ白米ヲ連用シテ居る者ハ、胃潰瘍ヤ胃癌前程ノ變化ヲ認メ、又「カルシウム」性搗粉ノ白米ヲ常食スル者ハ、胃ニ於ケル病態的變性ノ外ニ、顯著ナ腎臟及膀胱ノ結石症ヲ發スルコトハ既ニ研究上明ニナツテ居リマス、併シ白米ハ之ヲ徹底的ニ洗ヘバ養分ハ棄去ルケレドモ、直接ノ害ハ少イ、ケレドモ現今デハ製粉ニ入レルノデアリマス、粉ハ米ノヤウニ洗フコトガ出來ナイノデアリマス、又砂糖デモ大抵ノモノニハ殆ド多クノ、此搗粉入リノ澱粉ガ入ツテ居リマス、砂糖箱ヲ開ケテ見レバ、固ウナツノガアル、殆ド落雁見タヤウニナツノガアル、是等ハ何割ト云ヘウカ、多クノ澱粉ガ入ツテ居ルノデアリマス(拍手)

禁止ヲ圖ラナケレバナリマセヌ、既ニ滋賀居リマス、又樺太デハ斷然白米ノ移入ヲ禁ジテ居リマス、是等ノ實例ニ鑑ミテモ、之ヲ全國的ニ實施厲行スルコトハ、極メテ必要大軒ナコトト存ジマス、私ハ大正四年カラ米食ノコトヲ研究致シテ、衷心切々洵ニ憂慮禁ゼザルモノガアリマシテ、既ニ二回モ議會ニ建議ヲ出シマンタガ、此度ハ幸ニ熱心ナ有志ノ御協力ヲ得テ此法案ヲ出シタ次第デアリマス、實ハ撫粉ノコトハ既ニ問題デハナインデアリマシテ、直チニ玄米食ニ轉向セネバナラヌノデアリマスガ、玄米食ガ全國各方面ニ普及スルニハ、相當ナ年月ヲ要スルコト、思ハネバナリマセヌガ、此國民ヲ養フ命ノ根、命ノ親タル此常食ノ米ニ付テハ、日々刻々直前ノ急要事デアリマシテ、我ガ國運ノ振張富強ノ爲ニ、將タ我ガ民族ノ健康幸福ノ爲ニ、一日も緩ウスベカラザル重大事デアリマスカラ、國民ヲ玄米食ニ導ク維ギト致シマシテモ、大ニ其必要ヲ認メル次第デアリマス

○副議長(植原悅二郎君) 平野桑四郎君  
○平野桑四郎君 極メテ簡単デアリマスカ  
ラ此席カラ御許シヲ願ヒマス

○副議長(植原悅二郎君) 許シマス

○平野桑四郎君 只今議題ニナッテ居リマス  
スル米穀搗精ニ關スル案ハ、同僚タル荒川君カラ、微ニ入り細々極メテ御説明ニナリ  
マシタカラ、私ハ更ニ此事ニ對シマシテ深  
クヲ申シマセヌ、唯、今日所謂搗精ヲ致シ  
マスルノニ、混砂ヲ致シマスコトハ衛生上サ  
ドウカ此案ニ對シマシテハ滿場御賛成下サ  
イマシテ、一日モ早ク國民保健ノ徹底ヲ致  
定サレテ居リマスル事柄デアリマス、今壯  
處ニ蛇足ハ添ヘマセヌ、賢明ナル皆様ハ、  
委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長(植原悅二郎君) 上田君ノ動議ニ  
申上ガマス

○副議長(植原悅二郎君) 別ニ質疑ノ通告  
ニアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナイモノ  
ト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ  
タ――日程第十、中央卸賣市場法中改正法律  
案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨  
辯明ヲ許シマス――上田孝吉君

○上田孝吉君 兩案ハ一括シテ小山邦太郎  
君外十七名提出、簡易森林火災保險法案ノ  
委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長(植原悅二郎君) 上田君ノ動議ニ  
ハアリマセヌカ

第十 中央卸賣市場法中改正法律案(七  
田孝吉君外二名提出) 第一讀會  
中央卸賣市場法中改正法律案

第六條 主務大臣ハ中央卸賣市場開設者  
ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱  
品目ニ付當該指定區域内ニ於テ中央卸  
賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ  
命スルコトヲ得中央卸賣市場ノ取扱品  
目ヲ追加スルトキ亦同シ

副議長(植原悅二郎君) 平野桑四郎君 極メテ簡単デアリマスカ  
平野桑四郎君 此席カラ御許シヲ願ヒマス  
副議長(植原悅二郎君) 許シマス  
平野桑四郎君 只今議題ニナッテ居リマス  
ル米穀掲精ニ關スル案ハ、同僚タル荒川  
右カラ、微ニ入り細ト極メテ御説明ニナリ  
シタカラ、私ハ更ニ此事ニ對シマシテ深  
ヲ申シマセヌ、唯、今日所謂掲精ヲ致シ  
スルノニ、混砂ヲ致シマスコトハ衛生上ナ  
シメテ害ノアルト云フコトハ識者ノ既ニ決  
シナレテ居リマスル事柄デアリマス、今此  
處ニ蛇足ハ添ヘマセヌ、賢明ナル皆様ハ、  
ウカ此案ニ對シマシテハ満場御賛成下サ  
マシテ、一日モ早ク國民保健ノ徹底ヲ致  
マスルコトニ致シタイト有ジマス、一言  
上げマス  
異議アリマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
上田孝吉君 兩案ハ一括シテ小山邦太郎  
右外十七名提出、簡易森林火災保険法案ノ  
負ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス  
副議長(植原悅二郎君) 上田君ノ動議ニ  
上田孝吉君  
明ヲ許シマス——上田孝吉君  
第十 中央卸賣市場法中改正法律案(上  
田孝吉君外二名提出) 第一讀會  
中央卸賣市場法中改正法律案  
中央卸賣市場法中左ノ通改正ス  
第六條 主務大臣ハ中央卸賣市場開設者  
ノ意見ヲ聞キ其ノ中央卸賣市場ノ取扱品  
賣市場類似ノ業務ヲ爲ス市場ノ閉鎖ヲ  
命スルコトヲ得中央卸賣市場ノ取扱品  
目ヲ追加スルトキ亦同シ



